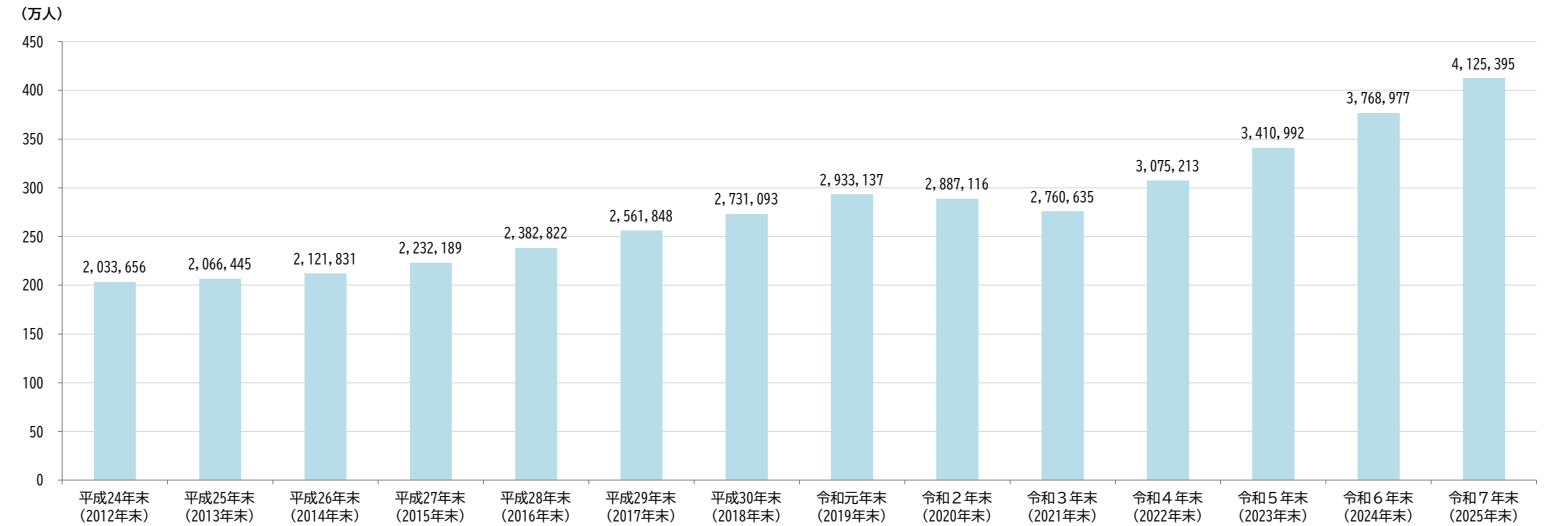


【第1図】 在留外国人数の推移



【第1表】 国籍・地域別 在留外国人数の推移

国籍・地域	平成24年末 (2012年末)	平成25年末 (2013年末)	平成26年末 (2014年末)	平成27年末 (2015年末)	平成28年末 (2016年末)	平成29年末 (2017年末)	平成30年末 (2018年末)	令和元年末 (2019年末)	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総 数	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
中 国	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720	813,675	778,112	716,606	761,563	821,838	873,286	930,428	22.6	6.5
ベ ト ナ ム	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835	411,968	448,053	432,934	489,312	565,026	634,361	681,100	16.5	7.4
韓 国	489,431	481,249	465,477	457,772	453,096	450,663	449,634	446,364	426,908	409,855	411,312	410,156	409,238	407,341	9.9	-0.5
フィ リ ピ ン	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289	282,798	279,660	276,615	298,740	322,046	341,518	356,579	8.6	4.4
ネ バ ー ル	24,071	31,537	42,346	54,775	67,470	80,038	88,951	96,824	95,982	97,109	139,393	176,336	233,043	300,992	7.3	29.2
インドネシア	25,532	27,214	30,210	35,910	42,850	49,982	56,346	66,860	66,832	59,820	98,865	149,101	199,824	266,069	6.4	33.2
ブ ラ ジ ル	190,609	181,317	175,410	173,437	180,923	191,362	201,865	211,677	208,538	204,879	209,430	211,840	211,907	210,014	5.1	-0.9
ミ ャ ン マ ー	8,046	8,600	10,252	13,737	17,775	22,519	26,456	32,049	35,049	37,246	56,239	86,546	134,574	182,567	4.4	35.7
ス リ ラ ン カ	8,428	9,193	10,741	13,152	17,346	23,348	25,410	27,367	29,290	28,986	37,251	46,949	63,472	79,128	1.9	24.7
台 湾	22,775	33,324	40,197	48,723	52,768	56,724	60,684	64,773	55,872	51,191	57,294	64,663	70,147	73,256	1.8	4.4
米 国	48,361	49,981	51,256	52,271	53,705	55,713	57,500	59,172	55,761	54,162	60,804	63,408	66,111	69,787	1.7	5.6
タ イ	40,133	41,208	43,081	45,379	47,647	50,179	52,323	54,809	53,379	50,324	56,701	61,771	65,398	67,097	1.6	2.6
イ ン ド	21,654	22,526	24,524	26,244	28,667	31,689	35,419	40,202	38,558	36,058	43,886	48,835	53,974	58,999	1.4	9.3
ペ ル ー	49,255	48,598	47,978	47,721	47,740	47,972	48,362	48,669	48,256	48,291	48,914	49,114	49,247	49,020	1.2	-0.5
バングラデシュ	8,622	8,824	9,641	10,835	12,374	14,144	15,476	16,632	17,463	17,538	22,723	27,962	35,073	44,938	1.1	28.1
パ キ ス タ ン	10,599	11,124	11,802	12,708	13,752	15,069	16,198	17,766	19,103	19,120	22,118	25,334	29,647	34,911	0.8	17.8
カ ン ボ ジ ア	2,862	3,085	4,090	6,111	8,367	10,719	12,174	15,020	16,659	14,736	19,604	23,750	26,827	28,957	0.7	7.9
英 国	14,653	14,881	15,262	15,826	16,454	17,200	17,943	18,631	16,891	16,163	18,959	19,909	21,139	22,428	0.5	6.1
朝 鮮	40,617	38,491	35,753	33,939	32,461	30,859	29,559	28,096	27,214	26,312	25,358	24,305	23,206	22,201	0.5	-4.3
モ ン ゴ ル	4,837	5,180	5,796	6,590	7,636	9,144	10,987	12,797	13,504	12,425	16,580	19,490	21,240	21,359	0.5	0.6
そ の 他	115,224	119,596	125,788	134,661	142,617	150,676	158,962	166,988	156,032	150,265	180,167	192,613	205,745	218,224	5.3	6.1

(注1) 「国籍・地域」は、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の国籍・地域欄の表記です。

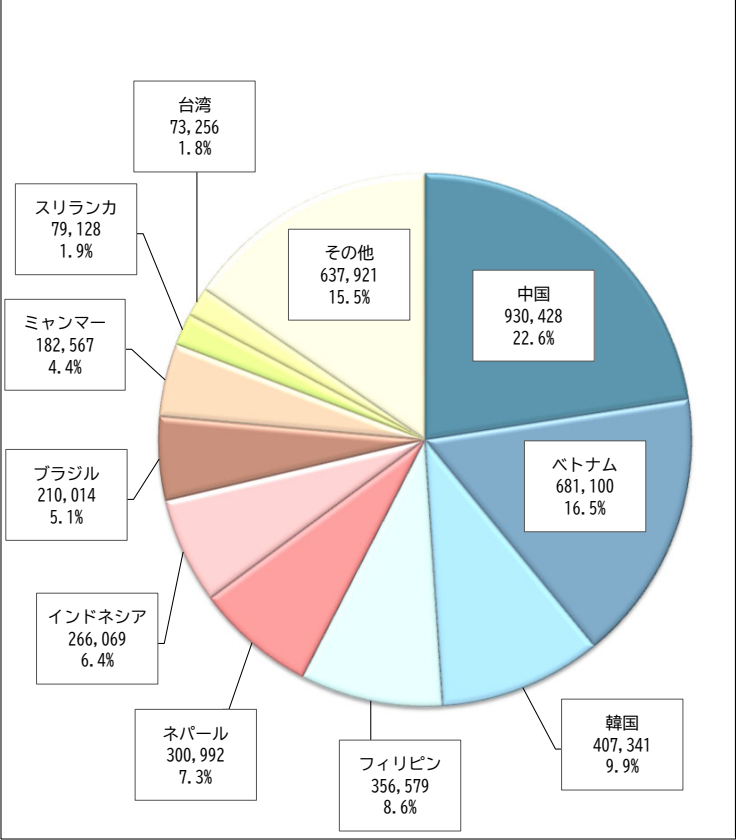
(注2) 朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の国籍・地域欄に「朝鮮」の表記がなされています。

(注3) 表の各項目における構成比(%)は、表示桁数未満を四捨五入してあるため、内訳の合計は必ずしも100.0%となりません。

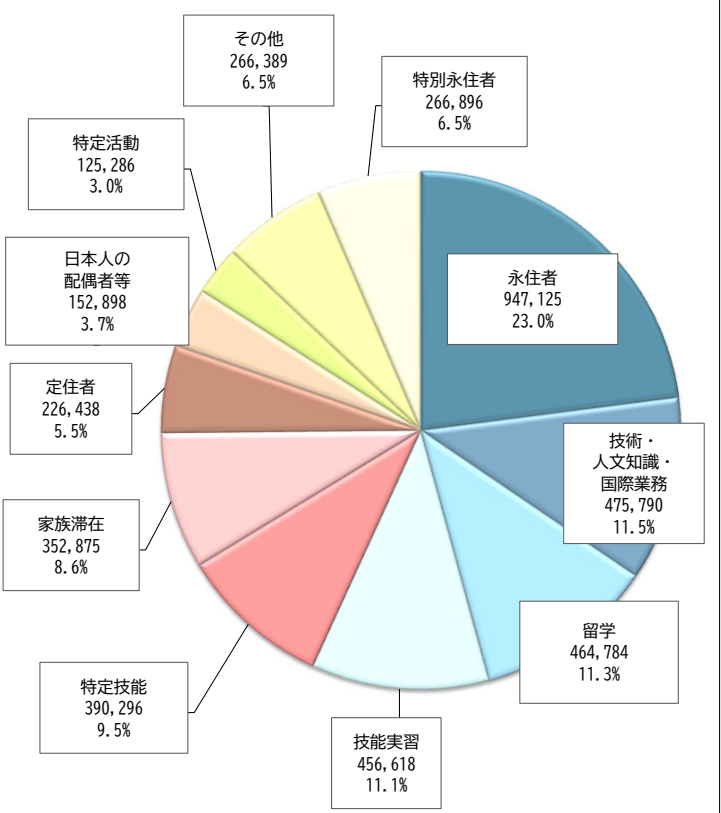
※ 以下の表について同じです。

総 数	4,125,395	100.0	
男 性	2,110,599	51.2	
女 性	2,014,735	48.8	
その他	61	0.0	

【第2図】 国籍・地域別 在留外国人の構成比（令和7年末）



【第3図】 在留資格別 在留外国人の構成比（令和7年末）



【第2表】 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数（令和7年末）

国籍・地域	総数	中長期在留者	在留資格別										特別永住者
			永住者	技術・人文知識・国際業務	留学	技能実習	特定技能	家族滞在	定住者	日本人の配偶者等	特定活動	その他	
総数	4,125,395	3,858,499	947,125	475,790	464,784	456,618	390,296	352,875	226,438	152,898	125,286	266,389	266,896
中国	930,428	929,818	357,565	117,314	148,151	22,583	22,105	93,581	32,047	26,617	12,944	96,911	610
ベトナム	681,100	681,092	32,698	121,079	47,145	189,756	164,352	76,958	7,763	7,518	16,530	17,293	8
韓国	407,341	165,629	77,013	28,457	14,523	0	527	8,646	7,183	12,118	6,231	10,931	241,712
フィリピン	356,579	356,533	143,784	11,485	2,769	42,289	35,862	6,608	63,937	26,119	5,449	18,231	46
ネパール	300,992	300,989	9,908	48,813	116,151	4,477	12,387	72,978	1,899	1,834	1,835	30,707	3
インドネシア	266,069	266,061	8,384	10,424	7,927	124,967	86,955	7,293	2,983	2,781	9,302	5,045	8
ブラジル	210,014	209,983	117,593	710	1,014	0	21	630	68,882	14,166	294	6,673	31
ミャンマー	182,567	182,567	3,256	17,167	35,732	35,669	44,523	3,827	2,737	911	36,113	2,632	0
スリランカ	79,128	79,128	4,457	20,461	20,172	2,870	4,003	14,708	915	1,462	3,830	6,250	0
台湾	73,256	72,256	26,380	16,847	8,945	16	348	3,420	1,814	4,736	4,465	5,285	1,000
米国	69,787	68,903	20,810	9,100	5,231	0	20	5,237	1,856	14,118	466	12,065	884
タイ	67,097	67,085	22,207	3,576	3,867	11,672	6,817	926	4,492	7,630	1,461	4,437	12
インド	58,999	58,994	10,084	14,567	2,487	1,358	758	13,367	1,086	648	1,874	12,765	5
バレー	49,020	49,016	33,040	102	221	51	22	59	11,282	1,556	100	2,583	4
バングラデシュ	44,938	44,938	4,538	8,719	14,983	2,198	839	9,382	704	612	821	2,142	0
パキスタン	34,911	34,909	5,616	7,860	2,647	219	11	9,211	2,130	1,180	978	5,057	2
カンボジア	28,957	28,957	1,797	768	688	14,182	8,500	359	303	527	1,288	545	0
英国	22,428	22,331	7,265	3,615	1,039	9	10	1,040	249	3,207	2,495	3,402	97
朝鮮	22,201	432	327	0	0	0	0	0	68	33	0	4	21,769
モンゴル	21,359	21,356	1,733	4,452	4,590	1,815	1,251	5,154	544	451	479	887	3
その他	218,224	217,522	58,670	30,274	26,502	2,487	985	19,491	13,564	24,674	18,331	22,544	702

（注1）「技能実習」は、技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロの合算です。

（注2）「特定技能」は、特定技能1号及び2号の合算です。

※ 以下の表について同じです。

【第3表】 在留資格別 在留外国人数の推移

在留資格	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総数	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
中長期在留者	2,582,686	2,464,219	2,786,233	3,129,774	3,494,954	3,858,499	93.5	10.4
教授	6,647	6,519	7,343	7,226	7,488	8,024	0.2	7.2
芸術	448	385	502	580	669	844	0.0	26.2
宗教	3,772	3,034	3,964	4,143	4,805	5,130	0.1	6.8
報道	215	207	210	212	198	197	0.0	-0.5
高度専門職	16,554	15,735	18,315	23,958	28,708	32,953	0.8	14.8
高度専門職1号イ	1,922	1,885	2,030	2,281	2,528	2,842	0.1	12.4
高度専門職1号ロ	13,167	12,257	13,972	17,978	21,094	23,108	0.6	9.5
高度専門職1号ハ	676	648	1,116	2,219	3,338	4,971	0.1	48.9
高度専門職2号	789	945	1,197	1,480	1,748	2,032	0.0	16.2
経営・管理	27,235	27,197	31,808	37,510	41,615	46,781	1.1	12.4
法律・会計業務	148	139	151	159	159	181	0.0	13.8
医療	2,476	2,482	2,467	2,547	2,591	2,722	0.1	5.1
研究	1,337	1,161	1,314	1,301	1,323	1,324	0.0	0.1
教育	12,241	12,915	13,413	14,157	14,929	15,496	0.4	3.8
技術・人文知識・国際業務	283,380	274,740	311,961	362,346	418,706	475,790	11.5	13.6
企業内転勤	13,415	8,593	13,011	16,404	18,375	19,161	0.5	4.3
介護	1,714	3,794	6,284	9,328	12,227	15,891	0.4	30.0
興行	1,865	1,564	2,214	2,505	2,635	2,853	0.1	8.3
技能	40,491	38,240	39,775	42,499	46,712	54,574	1.3	16.8
特定技能	15,663	49,666	130,923	208,462	284,466	390,296	9.5	37.2
特定技能1号	15,663	49,666	130,915	208,425	283,634	382,341	9.3	34.8
特定技能2号	0	0	8	37	832	7,955	0.2	856.1
技能実習	378,200	276,123	324,940	404,556	456,595	456,618	11.1	0.0
技能実習1号イ	1,205	211	3,310	3,531	2,826	3,406	0.1	20.5
技能実習1号ロ	74,476	24,005	161,683	167,734	139,475	148,325	3.6	6.3
技能実習2号イ	4,490	2,818	878	2,255	4,049	3,178	0.1	-21.5
技能実習2号ロ	258,173	202,006	83,508	163,274	280,723	267,096	6.5	-4.9
技能実習3号イ	707	779	1,206	982	368	494	0.0	34.2
技能実習3号ロ	39,149	46,304	74,355	66,780	29,154	34,119	0.8	17.0
文化活動	1,280	821	2,400	2,581	2,712	2,971	0.1	9.6
留学	280,901	207,830	300,638	340,883	402,134	464,784	11.3	15.6
研修	174	145	497	714	754	719	0.0	-4.6
家族滞在	196,622	192,184	227,857	266,020	305,598	352,875	8.6	15.5
特定活動	103,422	124,056	83,380	73,774	95,508	125,286	3.0	31.2
永住者	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116	947,125	23.0	3.2
日本人の配偶者等	142,735	142,044	144,993	148,477	150,896	152,898	3.7	1.3
永住者の配偶者等	42,905	44,522	46,999	50,995	53,624	56,568	1.4	5.5
定住者	201,329	198,966	206,938	216,868	223,411	226,438	5.5	1.4
特別永住者	304,430	296,416	288,980	281,218	274,023	266,896	6.5	-2.6

【第4表】 都道府県別 在留外国人数の推移

都 道 府 県	令和2年末 (2020年末)	令和3年末 (2021年末)	令和4年末 (2022年末)	令和5年末 (2023年末)	令和6年末 (2024年末)	令和7年末 (2025年末)	構成比 (%)	対前年末 増減率 (%)
総 数	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395	100.0	9.5
北 海 道	38,725	36,316	45,491	56,485	67,484	77,401	1.9	14.7
青 森 県	6,165	5,693	6,702	7,797	8,603	9,419	0.2	9.5
岩 手 県	7,782	7,203	8,374	10,173	11,366	12,526	0.3	10.2
宮 城 県	22,890	21,089	24,568	27,009	29,878	32,903	0.8	10.1
秋 田 県	4,220	4,045	4,589	5,280	5,851	6,333	0.2	8.2
山 形 県	7,826	7,472	8,162	9,326	10,535	11,111	0.3	5.5
福 島 県	15,043	14,120	15,858	18,070	20,022	21,598	0.5	7.9
茨 城 県	72,287	71,121	81,478	91,694	102,549	111,808	2.7	9.0
栃 木 県	43,647	42,430	45,918	51,073	56,983	61,878	1.5	8.6
群 馬 県	62,749	61,945	66,963	74,154	83,430	89,670	2.2	7.5
埼 玉 県	198,235	197,110	212,624	234,698	262,382	290,937	7.1	10.9
千 葉 県	169,833	165,356	182,189	204,091	231,614	259,663	6.3	12.1
東 京 都	560,180	531,131	596,148	663,362	738,946	801,438	19.4	8.5
神 奈 川 県	232,321	227,511	245,790	267,523	292,450	317,353	7.7	8.5
新 潟 県	17,756	16,936	19,107	21,558	24,283	26,724	0.6	10.1
富 山 県	19,356	18,237	20,175	22,460	24,314	26,296	0.6	8.2
石 川 県	15,792	14,766	17,161	19,407	21,151	23,498	0.6	11.1
福 井 県	16,156	16,014	16,720	17,595	19,898	21,509	0.5	8.1
山 梨 県	17,125	17,163	19,982	21,502	23,691	25,313	0.6	6.8
長 野 県	36,530	35,673	39,248	43,075	46,850	50,655	1.2	8.1
岐 阜 県	59,377	56,697	62,710	69,477	74,750	80,766	2.0	8.0
静 岡 県	99,629	97,338	106,345	115,642	124,281	132,100	3.2	6.3
愛 知 県	273,784	265,199	286,604	310,845	331,733	357,800	8.7	7.9
三 重 県	55,982	54,295	58,974	64,420	68,804	73,551	1.8	6.9
滋 賀 県	33,881	33,458	37,350	40,743	42,960	46,180	1.1	7.5
京 都 府	61,696	58,370	68,443	75,818	83,914	92,563	2.2	10.3
大 阪 府	253,814	246,157	272,449	301,490	333,564	375,319	9.1	12.5
兵 庫 県	114,806	111,940	123,125	131,756	142,676	155,019	3.8	8.7
奈 良 県	13,985	13,873	15,590	17,614	19,257	21,623	0.5	12.3
和 歌 山 県	7,272	7,132	8,006	9,090	10,144	11,529	0.3	13.7
鳥 取 県	4,949	4,529	5,020	5,604	6,068	6,511	0.2	7.3
島 根 県	9,324	9,405	9,889	10,350	11,089	11,940	0.3	7.7
岡 山 県	31,313	29,435	32,042	35,928	38,886	41,840	1.0	7.6
広 島 県	55,782	50,605	56,068	62,363	67,837	72,628	1.8	7.1
山 口 県	17,279	15,873	17,394	19,622	21,581	22,539	0.5	4.4
徳 島 県	6,627	6,094	7,009	7,949	8,907	9,717	0.2	9.1
香 川 県	14,174	13,043	15,078	17,312	19,607	21,791	0.5	11.1
愛 媛 県	13,481	11,900	13,742	16,384	18,687	20,282	0.5	8.5
高 知 県	4,832	4,500	5,341	6,129	6,848	7,355	0.2	7.4
福 岡 県	81,072	76,234	89,518	99,695	113,159	125,501	3.0	10.9
佐 賀 県	7,116	6,507	7,919	9,764	11,358	12,841	0.3	13.1
長 崎 県	9,955	8,982	11,214	13,590	15,692	17,477	0.4	11.4
熊 本 県	17,751	16,686	20,660	25,589	29,385	32,372	0.8	10.2
大 分 県	13,216	11,879	15,541	18,108	20,330	23,027	0.6	13.3
宮 崎 県	7,736	7,011	8,309	9,752	11,511	12,981	0.3	12.8
鹿 児 島 県	12,204	11,833	13,975	16,417	18,972	21,480	0.5	13.2
沖 縄 県	19,839	18,535	21,792	25,447	29,384	33,402	0.8	13.7
未 定 ・ 不 詳	21,622	1,794	7,859	7,762	5,313	7,228	0.2	36.0

【第5表】 都道府県別 国籍・地域別 在留外国人人数（令和7年末）																						
都 道 府 県	総 数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ネパール	インドネシア	ブラジル	ミャンマー	スリランカ	台湾	米国	タイ	インド	ペルー	バングラデシュ	パキスタン	カンボジア	英国	朝鮮	モンゴル	その他
総 数	4,125,395	930,428	681,100	407,341	356,579	300,992	266,069	210,014	182,567	79,128	73,256	69,787	67,097	58,999	49,020	44,938	34,911	28,957	22,428	22,201	21,359	218,224
北 海 道	77,401	11,202	14,008	4,904	4,133	3,446	12,481	213	6,393	720	2,373	1,746	1,596	1,961	72	403	1,026	617	1,748	443	590	7,326
青 森 県	9,419	1,031	2,358	669	1,165	316	1,478	36	689	49	77	437	169	64	11	24	144	203	35	50	58	356
岩 手 県	12,526	1,646	2,870	664	1,669	507	1,939	100	945	28	159	248	269	132	12	190	105	219	188	68	88	480
宮 城 県	32,903	5,979	4,963	2,991	1,901	3,985	3,592	186	2,164	1,027	514	873	437	340	35	704	601	231	165	208	173	1,834
秋 田 県	6,333	937	1,121	461	1,071	223	687	14	450	123	59	219	100	52	8	25	64	107	53	38	79	442
山 形 県	11,111	1,910	3,021	1,343	1,115	326	861	80	767	21	181	219	219	73	15	110	107	180	54	26	99	384
福 島 県	21,598	3,145	5,213	1,229	3,290	1,617	2,241	203	1,341	280	162	302	410	263	51	187	291	202	118	145	116	792
茨 城 県	111,808	13,370	21,369	4,046	12,165	5,784	12,976	5,704	3,459	6,878	1,397	935	5,708	2,708	1,595	1,925	4,065	1,565	248	260	563	5,088
栃 木 県	61,878	6,567	12,205	2,180	5,712	5,100	5,174	3,799	2,405	3,817	970	481	2,154	1,432	3,121	903	2,414	496	140	149	331	2,328
群 馬 県	89,670	7,028	16,814	2,017	9,781	7,355	8,267	13,995	4,035	2,403	454	579	1,452	1,857	4,905	2,637	1,755	521	148	258	436	2,973
埼 玉 県	290,937	89,742	52,974	15,753	26,015	20,657	14,497	7,116	11,398	5,010	3,440	2,400	4,269	2,904	3,317	6,197	4,577	1,249	753	1,173	2,850	14,646
千 葉 県	259,663	64,886	41,680	15,780	24,244	26,348	14,147	3,637	8,589	13,989	4,253	2,813	7,380	3,068	2,670	2,749	2,876	1,515	1,028	577	2,850	14,584
東 京 都	801,438	305,303	58,535	93,251	38,273	63,710	16,225	4,701	39,561	5,879	25,275	23,683	9,512	21,224	2,312	9,741	1,962	1,276	7,689	4,078	5,686	63,562
神 奈 川 県	317,353	86,786	44,546	27,451	28,126	19,554	14,242	9,451	9,561	8,995	6,588	7,352	5,226	7,946	6,406	2,969	1,833	3,091	2,012	1,237	1,976	22,005
新 潟 県	26,724	4,677	5,289	1,548	3,467	1,497	2,817	284	1,418	455	677	409	493	225	58	232	502	161	212	92	339	1,872
富 山 県	26,296	4,417	6,024	778	3,027	578	3,331	2,706	1,031	106	178	253	258	310	60	206	918	297	52	76	149	1,541
石 川 県	23,498	3,997	6,011	1,154	1,795	973	2,850	1,599	1,791	166	232	351	408	257	100	337	68	203	102	140	111	853
福 井 県	21,509	1,969	4,178	1,717	2,430	648	1,773	5,304	1,204	79	108	217	446	57	58	230	46	350	37	199	53	406
山 梨 県	25,313	4,731	5,026	1,620	2,501	1,410	1,373	2,828	967	262	571	387	715	489	651	133	124	115	102	32	229	1,047
長 野 県	50,655	8,746	7,594	3,048	5,818	2,201	4,651	4,615	1,670	631	1,059	858	2,806	190	439	233	517	334	812	239	146	4,048
岐 阜 県	80,766	9,574	15,941	3,058	16,859	3,711	6,042	12,349	3,515	1,635	228	462	956	345	901	582	997	1,455	122	370	112	1,552
静 岡 県	132,100	10,982	21,671	4,149	21,503	7,524	9,513	31,489	5,561	3,566	823	932	1,873	1,263	4,759	765	709	737	269	279	219	3,514
愛 知 県	357,800	48,650	70,820	25,626	48,708	23,328	21,153	60,406	9,906	5,973	2,382	2,617	4,646	2,420	7,926	1,773	3,564	2,276	720	1,529	920	12,457
三 重 県	73,551	6,736	15,732	3,563	9,043	3,568	5,640	13,883	2,300	2,016	436	338	2,036	303	3,393	379	393	490	81	259	270	2,692
滋 賀 県	46,180	4,804	12,446	3,596	3,593	1,066	3,555	9,267	1,803	222	276	447	601	312	1,571	140	92	313	102	247	92	1,635
京 都 府	92,563	21,300	11,978	20,148	3,408	7,172	4,508	623	3,585	2,108	2,288	2,182	1,143	929	187	946	406	660	722	1,269	245	6,756
大 阪 府	375,319	97,931	70,728	85,994	13,248	27,813	15,279	2,785	13,819	3,576	8,471	4,238	3,342	2,158	1,351	3,161	1,315	1,099	1,405	3,515	790	13,301
兵 庫 県	155,019	25,750	34,482	33,721	7,255	11,411	7,696	2,375	7,315	1,406	2,333	2,783	1,497	1,794	842	2,287	706	936	760	2,084	380	7,206
奈 良 県	21,623	3,256	5,259	2,977	1,153	1,250	1,639	349	1,602	578	377	449	528	150	165	281	97	126	114	133	70	1,070
和 歌 山 県	11,529	1,399	2,264	1,714	1,048	740	1,346	119	737	156	138	226	632	111	15	55	28	57	50	127	45	522
鳥 取 県	6,511	736	1,575	775	867	239	687	55	560	42	63	99	73	56	5	46	57	96	37	85	46	312
島 根 県	11,940	1,082	1,948	524	1,205	378	791	3,992	656	21	50	177	152	55	9	212	98	209	27	39	36	279
岡 山 県	41,840	7,261	12,819	4,047	2,892	1,986	4,707	866	2,348	462	208	417	497	188	128	480	338	525	123	281	73	1,194
広 島 県	72,628	12,539	16,300	6,312	11,314	3,216	7,803	2,261	3,050	515	520	859	1,601	616	687	889	217	507	221	601	115	2,485
山 口 県	22,539	2,395	5,100	4,177	2,380	1,173	3,050	217	1,270	188	123	495	215	86	45	237	56	168	69	509	17	569
徳 島 県	9,717	1,673	2,367	292	1,063	388	1,405	54	672	136	66	182	102	101	18	137	120	302	38	25	90	486
香 川 県	21,791	3,152	4,714	792	3,075	741	4,572	168	1,425	132	155	221	183	91	417	163	108	835	56	43	65	683
愛 媛 県	20,282	2,514	4,627	1,010	4,529	696	2,727	250	1,504	175	123	279	173	159	51	113	75	512	81	86	21	577
高 知 県	7,355	990	1,581	415	1,006	177	1,408	20	469	42	64	193	78	128	10	107	25	173	72	29	70	298
福 岡 県	125,501	23,358	23,701	14,571	7,699	22,037	9,706	374	6,545	2,296	1,585	1,958	933	718	227	801	687	1,003	686	904	324	5,388
佐 賀 県	12,841	1,048	3,087	576	994	1,594	2,614	35	1,400	260	67	140	113	62	2	159	84	176	35	62	14	319
長 崎 県	17,477	2,128	3,313	1,045	1,928	1,884	2,648	74	1,637	266	141	532	116	132	31	69	18	601	84	28	19	783
熊 本 県	32,372	3,543	7,015	1,066	4,409	2,151	5,032	84	2,542	349	1,982	450	467	162	7	165	242	1,603	126	45	34	898
大 分 県	23,027	2,255	3,807	1,552	2,384	1,515	3,502	91	3,305	1,004	175	362	357	246	21	372	96	404	79	110	218	1,172
宮 崎 県	12,981	813	2,890	487	1,147	812	3,449	57	1,377	137	56	246	73	120	10	161	76	267	72	8	54	669
鹿 児 島 県	21,480	1,751	5,611	480	2,843	960	5,261	92	2,133	184	163	332	168	88	17	83	137	303	105	25	28	716
沖 縄 県	33,402	3,338	2,907	1,557	2,948	6,937	4,234	1,064	1,530	557	947	3,061	365	447	318	150	109	154	287	19	42	2,431
未 定・不 詳	7,228	1,401	618	513	380	290	500	44	163	208	289	348	150	207	11	90	66	38	189	2	28	1,693

【第6表】 都道府県別 在留資格別 在留外国人数（令和7年末）													
都 道 府 県	総数	中長期在留者	永住者	技術・ 人文知識・ 国際業務	留学	技能実習	特定技能	家族滞在	定住者	日本人の 配偶者等	特定活動	その他	特別永住者
総 数	4,125,395	3,858,499	947,125	475,790	464,784	456,618	390,296	352,875	226,438	152,898	125,286	266,389	266,896
北 海 道	77,401	74,730	7,152	7,287	6,214	17,657	16,675	3,968	618	2,313	6,398	6,448	2,671
青 森 県	9,419	8,959	1,269	427	487	3,245	2,001	308	168	378	168	508	460
岩 手 県	12,526	12,072	2,023	841	811	3,783	2,479	432	194	437	444	628	454
宮 城 県	32,903	31,354	5,892	2,243	7,478	5,679	3,826	2,123	480	1,010	495	2,128	1,549
秋 田 県	6,333	6,047	1,302	338	556	1,959	783	255	98	270	124	362	286
山 形 県	11,111	10,900	3,150	712	443	3,036	1,751	406	188	407	339	468	211
福 島 県	21,598	20,833	4,568	1,768	1,523	5,690	2,684	1,102	686	1,227	665	920	765
茨 城 県	111,808	109,868	22,058	11,248	7,935	17,832	17,968	9,988	7,739	4,221	3,551	7,328	1,940
栃 木 県	61,878	60,658	14,622	7,323	3,974	9,083	7,109	5,478	4,337	2,523	3,089	3,120	1,220
群 馬 県	89,670	88,392	21,885	8,886	4,576	11,797	11,202	7,212	11,096	3,681	3,916	4,141	1,278
埼 玉 県	290,937	283,078	77,130	38,638	26,961	25,703	25,235	33,167	15,703	11,632	9,856	19,053	7,859
千 葉 県	259,663	253,021	61,586	36,940	27,468	24,157	24,152	30,232	12,680	11,228	6,687	17,891	6,642
東 京 都	801,438	763,796	193,525	130,952	150,254	17,491	26,188	85,954	25,937	29,326	31,632	72,537	37,642
神 奈 川 県	317,353	302,381	101,280	42,770	21,527	20,265	23,275	30,826	16,789	13,982	8,260	23,407	14,972
新 潟 県	26,724	25,879	5,375	2,443	3,008	5,552	3,456	1,433	645	1,147	1,446	1,374	845
富 山 県	26,296	25,704	6,695	2,123	682	6,483	3,531	1,579	1,773	843	659	1,336	592
石 川 県	23,498	22,526	3,589	1,667	2,846	5,954	3,803	1,091	1,079	754	744	999	972
福 井 県	21,509	19,999	4,509	1,277	1,013	5,031	2,269	549	3,140	986	459	766	1,510
山 梨 県	25,313	24,893	6,854	2,639	2,371	2,900	2,692	1,919	1,977	1,216	568	1,757	420
長 野 県	50,655	48,886	14,209	3,693	2,576	6,657	6,932	1,949	3,664	3,355	3,740	2,111	1,769
岐 阜 県	80,766	77,866	21,991	6,049	3,428	15,629	9,025	3,695	9,822	2,731	1,594	3,902	2,900
静 岡 県	132,100	129,494	43,099	10,992	6,906	17,245	11,757	6,356	20,070	5,477	1,960	5,632	2,606
愛 知 県	357,800	336,912	106,839	32,812	19,556	40,818	30,612	26,236	42,225	13,344	6,412	18,058	20,888
三 重 県	73,551	70,366	20,519	7,004	1,754	11,747	8,105	4,403	9,724	2,478	1,231	3,401	3,185
滋 賀 県	46,180	43,037	11,442	5,871	1,416	6,773	4,537	3,322	4,750	1,810	1,206	1,910	3,143
京 都 府	92,563	74,802	11,133	8,259	22,636	6,667	7,818	6,072	1,483	2,758	2,233	5,743	17,761
大 阪 府	375,319	307,757	64,648	46,831	50,225	23,482	26,015	39,818	10,591	10,006	8,453	27,688	67,562
兵 庫 県	155,019	123,436	29,628	13,545	19,109	15,059	14,231	11,701	5,016	4,492	2,897	7,758	31,583
奈 良 県	21,623	19,151	3,804	2,313	2,095	3,608	2,770	1,637	388	934	402	1,200	2,472
和 歌 山 県	11,529	10,097	1,954	1,151	633	2,343	1,690	518	410	536	195	667	1,432
鳥 取 県	6,511	5,795	1,082	299	473	1,916	1,025	282	139	204	100	275	716
島 根 県	11,940	11,508	2,601	626	762	2,348	1,049	380	2,400	780	187	375	432
岡 山 県	41,840	38,228	6,220	3,557	5,153	10,071	6,244	2,377	798	1,161	1,004	1,643	3,612
広 島 県	72,628	66,985	15,276	3,939	6,792	16,197	12,411	3,662	2,593	1,775	1,562	2,778	5,643
山 口 県	22,539	18,397	2,854	1,169	1,808	5,720	3,504	888	406	628	630	790	4,142
徳 島 県	9,717	9,550	1,523	483	812	2,959	1,794	520	166	330	401	562	167
香 川 県	21,791	21,250	3,384	1,272	1,004	6,179	6,008	835	663	587	510	808	541
愛 媛 県	20,282	19,529	2,235	1,126	813	7,406	5,297	623	340	622	313	754	753
高 知 県	7,355	7,017	1,013	238	715	2,190	1,717	223	96	291	147	387	338
福 岡 県	125,501	115,619	17,764	11,837	26,970	17,858	14,221	10,481	2,315	4,450	3,076	6,647	9,882
佐 賀 県	12,841	12,464	1,204	812	1,651	3,703	2,864	736	199	385	282	628	377
長 崎 県	17,477	16,989	1,948	941	2,975	4,290	3,932	741	227	616	410	909	488
熊 本 県	32,372	31,959	3,612	2,801	1,892	10,007	8,151	1,604	478	959	805	1,650	413
大 分 県	23,027	22,104	2,112	1,561	4,552	5,712	3,370	1,032	391	643	1,964	767	923
宮 崎 県	12,981	12,715	1,298	718	914	4,821	3,043	564	166	428	333	430	266
鹿 児 島 県	21,480	21,288	2,584	1,015	1,244	7,404	6,135	561	382	782	624	557	192
沖 縄 県	33,402	32,998	6,488	3,615	5,379	3,615	4,651	2,522	1,117	2,480	975	2,156	404
未 定 ・ 不 詳	7,228	7,210	197	739	414	897	309	1,115	92	275	2,140	1,032	18

2026年 訪日外客数(総数)

出典：日本政府観光局（JNTO）

* 本表で、通年の月別・市場別の推移が確認できます。伸率は前年同月比を表しています。

単位：人数(人)、伸率(%)

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率	7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
総数	3,597,881	-4.9	3,466,848	6.4	3,619,159	3.5	3,692,364	-5.5	3,559,900	-3.6	3,148,600	-6.8													21,084,800	-2.0
アジア計	2,978,043	-8.7	2,885,895	5.2	2,638,488	-0.5	2,747,529	-5.8																		
韓国	1,176,089	21.6	1,086,381	28.2	795,612	15.0	878,579	21.7	951,300	15.2	787,100	7.8													5,675,100	18.6
中国	385,519	-60.7	396,511	-45.2	291,686	-55.9	330,776	-56.8	313,000	-60.4	340,700	-57.3													2,058,200	-56.4
台湾	694,551	17.0	693,620	36.7	653,346	24.9	643,477	19.7	616,800	14.6	670,400	14.6													3,972,200	20.9
香港	200,048	-17.9	233,940	19.6	216,271	3.8	225,991	-14.3	207,900	7.7	214,300	28.5													1,298,500	2.2
タイ	115,100	18.9	116,955	0.1	160,861	8.5	164,841	4.0	98,800	-8.6	48,000	-7.8													704,600	3.5
シンガポール	48,476	6.1	51,288	21.3	70,983	8.7	62,940	4.9	76,600	21.1	68,400	-0.3													378,700	9.7
マレーシア	72,477	-3.4	59,744	-7.9	76,603	44.2	60,426	18.1	72,200	39.6	29,900	6.4													371,400	14.6
インドネシア	73,999	17.0	51,198	8.9	82,792	36.6	62,200	1.3	56,800	8.6	52,700	2.4													379,700	13.0
フィリピン	79,187	9.7	71,697	7.5	90,122	24.6	88,422	-2.8	85,000	2.8	59,900	-5.2													474,300	5.8
ベトナム	52,871	4.9	61,079	-17.3	92,051	43.6	76,029	18.6	58,000	-2.1	56,500	6.7													396,500	8.7
インド	18,533	14.5	15,859	22.4	41,438	25.7	41,866	12.1	56,500	31.3	36,100	26.1													210,300	22.9
中東地域	17,525	47.6	10,014	-7.4	16,741	-30.5	22,272	-21.5	39,000	67.8	22,600	29.7													128,200	10.7
イスラエル	3,351	29.3	4,265	17.6	4,196	-60.1	7,105	-35.3	11,100	28.7	7,100	158.8													37,100	-5.0
トルコ	10,067	65.7	4,502	0.8	11,141	3.6	13,348	20.6	24,300	160.1	12,900	31.7													76,300	48.2
GCC6か国	4,107	28.0	1,247	-54.1	1,404	-50.2	1,819	-71.2	3,600	-31.8	2,600	-46.7													14,800	-41.3
マカオ	7,166	-24.9	9,963	18.3	7,687	-9.3	7,632	0.0																		
モンゴル	6,482	2.0	4,024	14.4	6,149	4.9	6,154	-0.2																		
その他アジア	30,020	3.2	23,622	2.1	36,146	10.4	75,924	18.2																		
ヨーロッパ計	146,536	29.8	173,033	14.8	358,020	20.8	368,381	-9.0																		
英国	29,535	12.0	35,616	13.4	70,231	20.8	59,856	-13.9	55,200	6.0	36,200	8.0													286,600	5.7
フランス	20,648	25.0	30,563	15.3	40,286	10.4	59,248	3.8	48,500	5.3	28,100	3.7													227,300	8.4
ドイツ	18,327	43.9	21,932	17.6	58,542	21.8	48,527	-15.1	50,200	18.8	20,500	-14.3													218,000	7.5
イタリア	11,964	36.1	12,212	10.4	31,484	23.5	29,967	-34.3	28,100	12.6	21,500	6.8													135,200	-0.6
スペイン	10,078	36.2	10,235	4.2	24,263	36.1	19,045	-21.5	21,900	5.3	20,500	12.9													106,000	7.9
ロシア	9,802	98.8	7,696	35.8	23,684	25.8	25,823	11.5	24,600	28.4	12,800	7.1													104,400	24.7
北欧地域	11,808	28.6	13,625	13.4	24,504	47.7	19,878	-12.7	17,400	11.9	22,100	20.6													109,300	15.8
スウェーデン	4,639	33.5	4,837	8.0	7,865	35.6	8,211	2.1	5,900	6.2	9,700	33.4													41,200	19.0
デンマーク	2,528	21.8	3,413	18.8	7,522	68.5	4,593	-29.5	4,700	20.1	3,300	18.5													26,100	15.4
ノルウェー	2,251	28.0	2,612	16.3	5,935	65.7	3,108	-40.2	2,500	5.4	4,900	18.0													21,300	10.3
フィンランド	2,390	27.5	2,763	14.4	3,182	15.7	3,966	31.9	4,300	16.2	4,200	2.0													20,800	16.4
オランダ	5,407	21.1	6,530	10.9	13,349	11.1	21,492	26.7																		
スイス	4,178	25.5	4,861	18.2	8,738	14.2	13,504	3.8																		
ベルギー	2,446	21.6	3,168	15.7	5,237	11.4	9,062	6.8																		
ポーランド	3,626	52.4	4,503	20.0	9,313	2.0	12,249	3.6																		
オーストリア	2,150	31.7	2,685	8.2	5,250	16.5	4,815	-17.1																		
ポルトガル	2,620	9.8	3,148	21.5	5,768	19.1	5,842	-22.5																		
アイルランド	2,866	32.6	3,723	27.5	5,616	26.5	4,273	-17.2																		
その他ヨーロッパ	11,081	29.3	12,536	13.3	31,755	15.1	34,800	-4.2																		
アフリカ計	4,245	11.0	3,255	-2.8	5,342	9.4	6,412	-6.4																		
北アメリカ計	273,263	15.8	288,711	16.1	483,826	13.1	424,811	-0.2																		
米国	207,784	13.8	219,741	14.8	375,948	9.7	330,052	0.8	333,700	7.0	354,500	2.7													1,821,700	7.1
カナダ	48,040	13.6	51,308	15.3	79,901	17.4	70,296	-3.2	69,400	4.6	44,000	5.8													362,900	8.2
メキシコ	15,271	63.6	15,368	42.5	24,756	69.4	21,185	-2.8	19,700	30.6	13,300	0.4													109,600	29.2
その他北アメリカ	2,168	26.3	2,294	15.2	3,221	28.4	3,278	-13.3																		
南アメリカ計	20,071	44.6	19,605	38.8	24,766	21.3	27,033	20.0																		
ブラジル	11,313	43.6	9,308	43.6	11,629	7.3	14,662	38.7																		
その他南アメリカ	8,758	45.9	10,297	34.8	13,137	37.0	12,371	3.5																		
オセアニア計	175,673	14.1	96,308	-1.8	108,646	13.7	118,143	-10.1																		
豪州	160,750	14.7	86,971	-2.0	96,887	14.3	102,479	-11.1	82,300	4.3	63,900	7.5													593,300	4.6
ニュージーランド	14,372	8.4	8,885	0.5	11,222	10.7	15,014	-3.0																		
その他オセアニア	551	4.8	452	-0.2	537	-15.7	650	-2.8																		
無国籍・その他	50	47.1	41	-8.9	71	24.6	55	-24.7																		

注1： 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局（JNTO）」と明示してください。

注2： 斜体の数値は推計値である。

2025年 訪日外客数(総数)

出典：日本政府観光局(JNTO)

* 本表で、通年の月別・市場別の推移が確認できます。伸率は前年同月比を表しています。

単位：人数(人)、伸率(%)

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率	7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
総数	3,781,629	40.7	3,258,491	16.9	3,497,755	13.5	3,909,128	28.5	3,693,587	21.5	3,377,985	7.6	3,437,118	4.4	3,428,406	16.9	3,267,228	13.7	3,896,524	17.6	3,518,195	10.4	3,617,791	3.7	42,683,837	15.8
アジア計	3,261,149	41.6	2,743,476	14.6	2,652,607	13.8	2,917,968	23.0	2,878,730	19.2	2,682,449	5.1	2,745,377	1.8	2,829,756	16.2	2,502,630	10.2	2,929,136	16.4	2,719,083	6.3	2,931,634	0.9	33,793,995	13.6
韓国	967,100	12.8	847,358	3.5	691,725	4.3	721,672	9.1	825,883	11.8	729,860	3.8	678,566	-10.4	660,917	8.0	670,563	2.1	867,261	18.5	824,567	10.0	974,239	12.3	9,459,711	7.3
中国	980,520	135.7	722,924	57.3	661,817	46.2	765,189	43.4	790,089	44.8	798,001	19.9	974,564	25.5	1,018,747	36.6	775,657	18.9	715,804	22.8	562,708	3.0	330,435	-45.3	9,096,455	30.3
台湾	593,431	20.5	507,346	1.0	522,886	7.9	537,638	16.9	538,428	15.5	585,070	1.8	604,177	5.7	620,753	10.0	526,982	12.0	595,915	24.4	542,389	11.1	588,409	19.8	6,763,424	11.9
香港	243,687	30.8	195,543	-5.0	208,369	-9.9	263,649	42.9	193,044	-11.2	166,764	-33.5	176,019	-36.9	226,069	-8.3	149,472	-12.2	196,017	-1.4	207,636	-8.6	291,133	2.0	2,517,402	-6.2
タイ	96,811	6.9	116,797	15.1	148,226	12.5	158,470	11.2	108,106	11.0	52,059	-4.7	48,553	-9.2	35,499	2.4	51,283	12.7	125,894	-4.8	117,396	-0.5	174,009	18.6	1,233,103	7.3
シンガポール	45,707	33.9	42,270	14.5	65,297	7.0	59,996	29.5	63,257	0.9	68,629	16.5	24,304	-13.6	20,512	-17.2	40,495	8.2	65,745	-4.4	89,393	-6.7	140,646	3.2	726,251	5.1
マレーシア	75,003	133.8	64,859	7.8	53,109	26.6	51,159	11.3	51,725	30.7	28,106	27.5	18,112	-6.0	21,143	23.1	43,826	9.8	57,790	4.9	71,161	14.7	100,582	40.4	636,575	25.6
インドネシア	63,230	53.1	47,026	23.0	60,599	61.8	61,380	-1.8	52,280	26.7	51,462	19.5	37,612	27.2	31,419	42.0	44,072	25.6	53,387	23.5	56,432	15.5	81,678	8.9	640,577	23.7
フィリピン	72,185	27.1	66,698	2.3	72,333	-8.2	90,973	32.8	82,723	22.7	63,203	-2.8	47,366	-14.6	44,209	13.4	51,615	10.7	86,150	7.4	92,011	5.7	115,557	6.5	885,023	8.1
ベトナム	50,415	13.0	73,813	22.7	64,123	-5.0	64,089	4.0	59,263	17.2	52,935	11.5	53,538	7.7	61,215	16.8	50,419	9.9	53,238	4.4	51,850	3.3	43,696	9.1	678,594	9.2
インド	16,189	28.4	12,955	30.0	32,967	21.2	37,352	61.3	43,040	48.1	28,623	43.9	18,297	22.5	18,620	15.6	25,401	42.2	29,418	35.5	28,946	23.0	23,254	36.8	315,062	35.2
中東地域	11,873	101.7	10,809	73.7	24,077	102.7	28,363	22.5	23,248	66.0	17,420	23.7	19,993	55.9	18,354	60.5	29,684	109.1	27,863	33.6	28,102	46.8	17,411	38.5	257,197	54.7
イスラエル	2,591	228.0	3,626	218.3	10,509	61.1	10,974	30.1	8,627	71.7	2,743	-15.5	5,544	57.7	5,491	50.3	16,067	137.5	13,235	27.7	10,309	48.3	3,827	23.8	93,543	57.2
トルコ	6,074	112.4	4,466	90.1	10,749	141.0	11,067	25.7	9,342	110.7	9,798	59.8	9,289	78.9	9,562	76.9	8,614	70.6	9,418	49.0	11,682	74.6	7,669	74.2	107,730	73.5
GCC6か国	3,208	43.5	2,717	-0.7	2,819	216.4	6,322	6.8	5,279	16.0	4,879	3.6	5,160	25.3	3,301	39.1	5,003	110.2	5,210	24.8	6,111	11.1	5,915	16.6	55,924	25.2
マカオ	9,548	61.3	8,425	-0.5	8,475	4.9	7,633	16.0	7,749	6.8	7,029	-24.2	12,436	-29.6	17,880	-7.7	6,533	0.6	7,937	3.3	9,802	-4.1	15,565	-7.2	119,012	-3.9
モンゴル	6,352	37.4	3,518	11.2	5,861	12.9	6,167	36.4	4,459	23.4	5,864	49.4	4,210	1.2	5,907	11.6	5,406	17.5	5,074	11.9	4,935	16.9	5,715	10.0	63,468	19.6
その他アジア	29,098	30.9	23,135	27.6	32,743	11.2	64,238	31.5	35,436	4.4	27,424	29.5	27,630	3.4	28,512	18.8	31,222	10.3	41,643	8.9	31,755	13.1	29,305	11.2	402,141	16.4
ヨーロッパ計	112,872	29.1	150,676	30.7	296,297	8.9	404,616	53.9	302,064	40.0	204,516	34.0	260,587	25.7	266,488	31.3	320,343	42.4	385,481	28.6	286,490	37.2	177,914	26.5	3,168,344	32.6
英国	26,378	33.2	31,408	21.4	58,140	3.0	69,496	43.6	52,095	33.2	33,525	16.3	37,098	12.7	36,690	24.8	47,114	25.9	63,343	22.7	45,123	21.8	34,594	14.1	535,004	22.4
フランス	16,515	14.3	26,518	19.1	36,478	5.2	57,066	10.6	46,049	20.7	27,105	17.1	46,196	23.7	37,185	18.3	38,825	26.3	58,242	17.9	41,392	33.0	25,995	25.5	457,566	18.8
ドイツ	12,737	22.4	18,643	25.4	48,064	1.1	57,188	58.7	42,268	31.3	23,912	44.0	28,087	23.8	35,677	47.9	52,819	42.4	56,020	29.2	33,687	33.7	20,377	29.1	429,479	31.8
イタリア	8,792	27.8	11,057	46.4	25,494	4.5	45,592	83.4	24,956	43.1	20,126	34.3	21,833	18.9	41,098	18.6	28,916	47.6	29,425	17.4	30,375	45.7	21,713	43.4	309,377	34.6
スペイン	7,401	55.2	9,827	55.4	17,826	6.1	24,248	106.9	20,799	55.0	18,160	40.7	24,056	28.7	31,990	23.5	24,700	29.6	28,749	22.9	24,213	28.7	13,607	29.6	245,576	34.7
ロシア	4,931	52.1	5,668	95.0	18,823	77.9	23,170	115.6	19,152	139.3	11,947	112.7	11,266	98.5	13,044	89.8	21,174	107.9	30,053	91.4	27,397	97.8	8,283	40.9	194,908	96.4
北欧地域	9,184	23.5	12,013	34.7	16,595	-8.2	22,760	75.7	15,543	30.5	18,326	27.5	19,099	20.3	9,051	31.7	17,379	36.9	23,947	28.1	15,676	27.6	13,303	25.1	192,876	28.0
スウェーデン	3,474	26.1	4,479	56.9	5,800	-1.8	8,042	66.2	5,557	44.9	7,271	33.0	5,251	17.8	2,993	32.0	5,870	36.1	8,897	37.0	6,127	38.8	6,142	36.6	69,903	34.2
デンマーク	2,076	28.4	2,873	29.6	4,463	-18.2	6,516	82.9	3,912	12.2	2,784	20.5	6,857	27.8	2,500	28.9	4,625	29.0	7,781	24.9	3,876	24.9	2,378	14.3	50,641	23.7
ノルウェー	1,759	17.6	2,245	24.9	3,582	-17.0	5,195	140.1	2,373	32.4	4,154	24.5	4,936	19.3	1,975	45.3	3,487	43.3	3,346	25.0	2,325	30.8	2,150	32.8	37,527	29.8
フィンランド	1,875	19.4	2,416	17.9	2,750	14.6	3,007	25.8	3,701	32.6	4,117	26.1	2,055	7.5	1,583	21.0	3,397	43.9	3,923	19.0	3,348	11.8	2,633	7.9	34,805	20.9
オランダ	4,466	27.9	5,886	23.1	12,010	31.6	16,959	44.3	13,803	35.4	6,951	27.4	16,337	18.5	9,266	15.1	14,193	35.2	16,166	30.2	10,098	27.6	6,958	26.0	133,093	29.2
スイス	3,328	25.1	4,113	14.3	7,651	-17.3	13,005	52.7	7,970	27.6	5,146	24.1	10,030	24.5	5,459	26.3	9,753	35.4	12,294	28.0	6,235	29.2	4,656	23.9	89,640	24.2
ベルギー	2,012	34.7	2,738	16.3	4,702	6.5	8,484	63.5	6,848	63.2	3,758	51.3	7,836	35.9	4,518	39.3	8,032	57.2	7,880	16.5	4,884	24.3	2,497	17.7	64,189	36.4
ポーランド	2,380	17.5	3,752	62.8	9,130	63.1	11,827	34.8	9,986	48.4	6,775	48.0	7,393	53.8	8,197	60.4	13,457	68.6	10,405	31.2	9,431	65.7	3,167	37.9	95,900	50.2
オーストリア	1,632	23.5	2,481	39.9	4,508	5.4	5,811	56.3	5,291	41.6	2,952	55.5	5,650	41.5	4,464	42.8	5,942	45.7	5,872	37.9	3,560	28.3	2,253	20.7	50,416	36.9
ホルトガル	2,387	64.2	2,591	24.9	4,842	15.8	7,540	99.4	5,475	45.2	4,205	36.2	4,131	13.6	5,893	38.6	5,447	51.3	6,016	26.0	4,942	19.9	3,922	10.0	57,391	35.7
アイルランド	2,162	37.4	2,921	27.1	4,439	10.3	5,158	70.7	4,404	49.2	3,782	41.2	3,320	32.3	2,736	30.3	4,523	49.8	5,200	36.4	3,791	34.4	2,601	18.9	45,037	36.5
その他ヨーロッパ	8,567	33.4	11,060	50.1	27,595	21.5	36,312	66.3	27,425	55.4	17,846	51.4	18,255	38.8	21,220	57.5	28,069	68.7	31,869	39.1	25,686	46.2	13,988	35.4	267,892	47.3
アフリカ計	3,824	27.2	3,349	15.0	4,881	29.4	6,852	56.8	5,799	33.6	5,837	35.5	6,109	61.4	9,914	130.9	8,033	57.4	7,098	31.5	6,169	24.3	6,158	26.3	74,023	44.8
北アメリカ計	235,905	37.4	248,766	29.8	427,956	17.0	425,704	44.3	395,894	25.2	401,972	14.9	351,093	10.7	261,784	11.6	304,169	17.4	438,372	19.4	389,249	25.4	347,064	15.5	4,227,928	21.5
米国	182,556	38.5	191,494	28.8	342,752	18.2	327,542	43.1	311,933	26.3	345,150	16.4	277,080	10.3	194,525	11.8	224,793	17.1	335,744	20.6	302,550	22.3	270,704	13.5	3,306,823	21.4
カナダ	42,301	33.6	44,497	31.3	68,083	-17.8	72,587	39.3	66,346	18.9	41,588	1.5	52,087	8.2	51,513	9.8	55,654	11.4	73,667	10.7	62,495	32.0	57,203	18.5	688,021	18.7
メキシコ	9,332	37.1	10,784	40.3	14,612	5.6	21,793	84.9																		

2024年 訪日外客数(総数)

出典：日本政府観光局(JNTO)

* 本表で、通年の月別・市場別の推移が確認できます。伸率は前年同月比を表しています。

単位：人数(人)、伸率(%)

	1月	伸率	2月	伸率	3月	伸率	4月	伸率	5月	伸率	6月	伸率	7月	伸率	8月	伸率	9月	伸率	10月	伸率	11月	伸率	12月	伸率	累計	伸率
総数	2,688,478	79.5	2,788,224	89.0	3,081,781	69.6	3,043,003	56.1	3,040,294	60.1	3,140,642	51.5	3,292,602	41.9	2,933,381	36.0	2,872,487	31.5	3,312,193	31.6	3,187,175	30.6	3,489,888	27.0	36,870,148	47.1
アジア計	2,302,455	82.2	2,394,282	91.3	2,331,739	72.3	2,372,776	63.0	2,414,749	65.5	2,553,414	55.7	2,696,910	45.5	2,435,468	37.1	2,271,885	31.6	2,516,336	29.6	2,558,465	29.4	2,904,376	27.0	29,752,855	48.9
韓国	857,039	51.6	818,562	44.0	663,102	42.0	661,259	41.6	738,872	43.3	703,277	29.0	757,679	20.9	612,172	7.6	656,753	15.1	732,167	16.0	749,506	15.3	867,377	10.8	8,817,765	26.7
中国	416,088	1,229.7	459,463	1,166.3	452,525	496.9	533,611	392.7	545,552	305.6	665,617	219.1	776,520	147.8	746,010	104.8	652,405	100.3	582,919	127.4	546,339	111.5	604,293	93.4	6,981,342	187.9
台湾	492,288	89.8	502,237	102.1	484,454	73.7	459,723	57.7	466,008	53.6	574,487	47.7	571,698	35.4	564,360	42.4	470,635	22.2	478,902	12.7	488,362	21.0	491,162	22.9	6,044,316	43.8
香港	186,300	22.6	205,884	72.4	231,373	59.7	184,460	20.7	217,486	40.9	250,604	34.5	279,069	29.0	246,557	19.5	170,216	12.6	198,827	10.9	227,062	13.3	285,553	13.7	2,683,391	26.9
タイ	90,585	42.8	101,443	38.4	131,749	22.0	142,521	17.8	97,408	20.7	54,604	6.3	53,494	7.8	34,667	4.5	45,522	-9.8	132,188	6.1	118,001	3.4	146,666	16.6	1,148,848	15.4
シンガポール	34,140	28.1	36,915	36.3	61,047	15.9	46,324	10.3	62,676	26.0	58,925	8.0	28,115	11.0	24,781	22.2	37,433	-1.8	68,790	24.8	95,830	11.4	136,250	19.8	691,226	16.9
マレーシア	32,079	18.4	60,178	88.1	41,953	7.8	45,983	14.3	39,562	16.3	22,042	0.1	19,260	11.0	17,174	-10.6	39,905	44.9	55,091	22.0	62,027	20.7	71,629	17.8	506,883	21.9
インドネシア	41,287	82.5	38,246	42.7	37,448	12.9	62,515	28.5	41,274	32.6	43,052	9.6	29,571	3.8	22,127	6.4	35,081	8.4	43,215	7.3	48,841	15.9	74,994	17.7	517,651	20.6
フィリピン	56,776	91.3	65,217	92.2	78,821	69.3	68,499	9.1	67,443	35.1	65,011	19.9	55,466	7.3	38,971	0.9	46,618	9.0	80,244	15.9	87,078	36.7	108,515	37.2	818,659	31.6
ベトナム	44,602	-13.5	60,181	7.8	67,475	25.8	61,607	11.6	50,575	10.5	47,458	22.1	49,733	11.1	52,430	2.9	45,857	6.6	50,982	1.0	50,213	7.3	40,060	8.1	621,173	8.2
インド	12,608	39.2	9,965	41.3	27,206	83.0	23,162	42.3	29,068	61.6	19,884	40.0	14,941	13.6	16,113	25.6	17,865	26.7	21,706	29.1	23,542	42.2	17,001	25.8	233,061	40.1
中東地域	5,886	45.8	6,224	60.3	11,876	-3.8	23,157	67.6	14,009	60.2	14,086	54.2	12,826	29.1	11,433	31.4	14,194	4.8	20,859	103.8	19,140	140.7	12,569	74.0	166,259	51.8
イスラエル	790	-4.1	1,139	-6.3	6,525	-20.7	8,435	13.9	5,025	33.4	3,245	14.3	3,515	1.2	3,654	-3.3	6,764	-20.3	10,365	203.7	6,950	671.4	3,092	278.0	59,499	31.8
トルコ	2,860	67.8	2,349	112.2	4,460	113.6	8,804	136.8	4,434	89.8	6,132	91.3	5,193	103.3	5,406	116.5	5,050	74.1	6,319	95.1	6,690	108.0	4,402	67.2	62,099	99.0
GCC6か国	2,236	48.1	2,736	75.4	891	-56.0	5,918	119.8	4,550	72.1	4,709	52.4	4,118	5.3	2,373	-2.2	2,380	9.8	4,175	16.6	5,500	43.4	5,075	34.5	44,661	34.5
マカオ	5,918	348.7	8,469	382.0	8,079	173.9	6,580	99.5	7,258	71.6	9,271	45.6	17,658	75.1	19,377	43.0	6,496	17.0	7,685	30.8	10,223	42.7	16,765	38.5	123,779	66.7
モンゴル	4,624	56.2	3,165	53.8	5,193	69.0	4,522	40.0	3,614	26.1	3,925	2.4	4,162	26.9	5,293	58.3	4,601	23.7	4,533	12.9	4,222	15.1	5,195	34.2	53,049	32.9
その他アジア	22,235	27.7	18,133	22.1	29,438	40.7	48,853	63.5	33,944	29.4	21,171	22.6	26,718	27.8	24,003	25.7	28,304	28.0	38,228	32.4	28,079	13.0	26,347	10.8	345,453	29.8
ヨーロッパ計	87,424	46.2	115,267	72.5	272,119	76.5	262,917	42.6	215,712	47.4	152,588	37.3	207,253	26.2	202,943	31.6	224,898	38.3	299,702	45.0	208,816	40.4	140,619	34.9	2,390,258	43.7
英国	19,809	31.2	25,877	66.1	56,450	62.2	48,407	32.5	39,120	41.0	28,828	41.2	32,910	22.0	29,410	23.4	37,413	26.0	51,637	38.0	37,050	25.6	30,319	27.0	437,230	36.0
フランス	14,444	47.8	22,268	81.8	34,685	63.4	51,619	50.0	38,159	42.6	23,150	30.7	37,353	20.0	31,421	21.5	30,745	39.5	49,389	43.8	31,126	28.7	20,712	16.8	385,071	38.8
ドイツ	10,402	40.9	14,862	59.8	47,553	83.6	36,029	31.7	32,196	39.3	16,603	21.6	22,685	18.9	24,129	20.7	37,092	41.1	43,351	40.3	25,187	35.2	15,781	33.6	325,870	39.6
イタリア	6,879	59.8	7,555	63.3	24,394	91.5	24,855	59.1	17,443	47.5	14,990	46.3	18,370	31.5	34,654	43.7	19,592	34.1	25,063	53.6	20,849	55.8	15,141	43.4	229,785	50.9
スペイン	4,769	55.1	6,323	90.3	16,797	122.3	11,722	41.2	13,417	56.4	12,907	48.5	18,687	43.9	25,906	49.9	19,052	44.4	23,391	50.8	18,810	70.9	10,503	65.1	182,284	57.3
ロシア	3,242	99.1	2,907	111.0	10,579	209.9	10,748	143.1	8,004	170.4	5,616	135.9	5,675	75.2	6,874	104.9	10,187	137.2	15,701	174.2	13,852	134.2	5,879	80.6	99,264	136.5
北欧地域	7,439	56.4	8,919	70.9	18,075	56.8	12,955	12.0	11,906	38.3	14,376	26.2	15,871	26.9	6,873	6.7	12,692	28.9	18,699	29.6	12,290	30.4	10,635	46.6	150,730	33.4
スウェーデン	2,755	48.7	2,855	59.9	5,907	67.1	4,838	13.4	3,836	28.0	5,465	21.6	4,458	30.0	2,267	13.7	4,313	25.0	6,494	29.1	4,415	31.2	4,496	47.6	52,099	32.8
デンマーク	1,617	50.7	2,216	86.7	5,454	70.0	3,562	10.4	3,487	48.1	2,311	7.0	5,366	26.4	1,939	11.6	3,585	28.6	6,230	30.7	3,103	20.6	2,080	42.5	40,950	33.0
ノルウェー	1,496	60.9	1,798	68.2	4,314	55.2	2,164	0.4	1,792	42.2	3,336	32.8	4,136	26.2	1,359	40.1	2,433	35.2	2,677	26.1	1,777	22.8	1,619	32.9	28,901	34.2
フィンランド	1,571	74.6	2,050	74.3	2,400	19.8	2,391	24.3	2,791	39.8	3,264	46.9	1,911	22.4	1,308	-24.8	2,361	30.5	3,298	31.6	2,995	47.0	2,440	59.7	28,780	34.5
オランダ	3,491	48.0	4,783	90.6	9,124	52.5	11,751	42.4	10,193	47.1	5,454	22.9	13,785	31.6	8,051	30.2	10,498	30.0	12,415	40.2	7,915	33.2	5,521	23.0	102,981	38.3
スイス	2,661	51.5	3,598	62.7	9,257	89.1	8,516	23.7	6,248	30.4	4,147	38.3	8,055	14.8	4,321	20.4	7,204	38.4	9,603	33.8	4,826	23.0	3,757	27.5	72,193	35.2
ベルギー	1,494	39.2	2,355	76.0	4,415	56.3	5,189	32.9	4,195	28.4	2,484	31.4	5,765	18.7	3,244	34.8	5,108	39.2	6,763	47.6	3,929	33.6	2,122	32.3	47,063	37.0
ポーランド	2,026	71.0	2,305	67.4	5,599	52.3	8,773	86.3	6,727	88.4	4,579	43.3	4,806	51.2	5,111	41.7	7,981	59.8	7,931	51.0	5,693	34.3	2,297	39.0	63,828	57.1
オーストリア	1,321	29.9	1,773	63.4	4,278	70.2	3,717	52.0	3,736	46.1	1,899	30.4	3,993	28.2	3,126	20.7	4,079	35.8	4,257	28.2	2,774	38.4	1,867	48.9	36,820	39.7
ポルトガル	1,454	75.4	2,074	141.7	4,181	109.2	3,782	52.2	3,770	65.4	3,088	53.7	3,638	39.5	4,251	40.8	3,599	34.8	4,776	34.8	4,123	43.0	3,564	43.8	42,300	52.1
アイルランド	1,573	52.6	2,299	111.7	4,024	74.5	3,022	19.0	2,951	47.3	2,679	42.7	2,509	21.3	2,099	29.5	3,020	32.1	3,812	42.3	2,820	36.3	2,187	54.1	32,995	43.6
その他ヨーロッパ	6,420	41.6	7,369	57.6	22,708	77.6	21,832	45.9	17,647	55.3	11,788	33.8	13,151	18.8	13,473	31.3	16,636	31.5	22,914	38.3	17,572	38.1	10,334	36.5	181,844	42.1
アフリカ計	3,007	37.6	2,912	45.8	3,772	30.2	4,369	55.4	4,341	44.1	4,309	57.7	3,784	6.7	4,293	32.0	5,105	9.7	5,398	23.2	4,964	38.5	4,876	52.0	51,130	33.6
北アメリカ計	171,728	56.2	191,688	75.7	365,728	48.3	294,929	27.3	316,132	34.1	349,766	32.1	317,037	27.3	234,661	26.9	258,989	24.3	367,097	31.9	310,465	32.0	300,548	30.6	3,478,768	34.6
米国	131,855	49.6	148,719	71.0	290,075	42.9	228,900	24.5	246,972	34.7	296,414	30.7	251,218	26.3	174,051	25.8	191,942	22.5	278,461	31.4	247,464	33.9	238,523	30.2	2,724,594	33.2
カナダ	31,672	69.0	33,895	78.3	57,779	58.9	52,118	41.4	55,811	32.0	40,989	36.6	48,158	24.2	46,913	27.3	49,981	25.5	66,524	28.6	47,346	21.5	48,259	32.4	579,445	36.1
メキシコ	6,805	199.6	7,684	228.																						

[トップページ](#) > [海外渡航・滞在](#) > [査証](#) > 査証免除国・地域（短期滞在）

査証

査証免除国・地域（短期滞在）

令和7年9月1日
[英語版 \(English\)](#)

ポスト | シェアする 671 | メール

日本は、以下の表の74の国・地域に対する査証免除措置を実施しています。

74の査証免除措置国・地域一覧表

アジア	欧州
インドネシア (注1)	アイスランド
シンガポール	アイルランド (注8)
タイ (注2) （15日以内）	アンドラ
マレーシア (注3)	イタリア
ブルネイ（30日以内）	エストニア
韓国	オーストリア (注8)
台湾 (注4)	オランダ
香港 (注5)	北マケドニア
マカオ (注6)	キプロス
北米	ギリシャ
米国	クロアチア
カナダ	サンマリノ
中南米	スイス (注8)
アルゼンチン	スウェーデン
ウルグアイ (注11)	スペイン
エルサルバドル	スロバキア
グアテマラ	スロベニア
コスタリカ	セルビア (注2)
スリナム	チェコ
チリ	デンマーク
ドミニカ共和国	ドイツ (注8)
パナマ (注2)	ノルウェー
バハマ	ハンガリー
パラグアイ (注2)	フィンランド
バルバドス (注7)	フランス
ブラジル (注2)	ブルガリア
ペルー (注2)	ベルギー
ホンジュラス	ポーランド
メキシコ (注8)	ポルトガル
大洋州	マルタ
オーストラリア	モナコ
ニュージーランド	モンテネグロ (注2)

中東	ラトビア
アラブ首長国連邦 (注2)	リトアニア
イスラエル	リヒテンシュタイン (注8)
カタール (注9)	ルーマニア
トルコ (注7)	ルクセンブルク
アフリカ	英国 (注8)
チュニジア	
モーリシャス	
レソト (注7)	

- 在留期間 上陸許可の際に付与される在留期間は、インドネシア及びタイは「15日」、ブルネイ及びカタールは「30日」、その他の国・地域については「90日」となります。

(注1) インドネシア（2014年12月1日以降）の査証免除の対象は、ICAO（International Civil Aviation Organization：国際民間航空機関）標準のIC旅券を所持し、インドネシアに所在する日本の在外公館（大使館、総領事館、領事事務所）においてIC旅券の事前登録を行った方に限ります（事前登録の有効期間は3年又は旅券の有効期間満了日までのどちらか短い期間になります）。

(注2) モンテネグロ（2025年9月1日以降）、ペルー（2025年7月1日以降）、パラグアイ（2025年6月1日以降）、パナマ（2024年4月1日以降）、ブラジル（2023年9月30日以降）、アラブ首長国連邦（2022年11月1日以降）、タイ（2013年7月1日以降）、及びセルビア（2011年5月1日以降）の査証免除の対象は、**ICAO標準のIC旅券**を所持する方に限ります。IC旅券を所持していない方は事前に査証を取得することが求められます。

(注3) マレーシア(2013年7月1日以降)の査証免除の対象は、ICAO標準のIC旅券を所持する方に限ります。IC旅券を所持していない方は事前に査証を取得することを推奨します(事前に査証を取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります)。

(注4) 台湾の査証免除の対象は、身分証番号が記載された台湾護照（旅券）を所持する方に限ります。

(注5) 香港の査証免除の対象は、香港特別行政区（SAR）旅券を所持する方、英国海外市民（BNO）旅券を所持する方（香港居住権所持者）に限ります。

(注6) マカオの査証免除の対象は、マカオ特別行政区旅券を所持する方に限ります。

(注7) バレバドス（2010年4月1日以降）、トルコ（2011年4月1日以降）、及びレソト（2010年4月1日以降）の査証免除の対象は、[ICAO標準の機械読取式旅券（MRP：Machine-Readable Passport）](#)を所持する方に限ります。MRPを所持していない方は、査証を取得することを推奨します（事前に査証を取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります）。

(注8) これらの国の方は、査証免除取極において6か月以内の滞在が認められていますが、90日を超えて滞在する場合には、在留期間満了前に出入国在留管理庁（地方出入国在留管理官署）において在留期間更新手続きを行う必要があります。

(注9) [カタール（2023年4月2日以降）の査証免除の対象は、ICAO（International Civil Aviation Organization：国際民間航空機関）標準のIC旅券を所持し、日本の在外公館（大使館、総領事館、領事事務所）においてIC旅券の事前登録を行った方に限ります（事前登録の有効期間は3年又は旅券の有効期間満了日までのどちらか短い期間になります）。](#)

(注10) コロンビア(2004年2月1日以降)に対しては、査証取得を勧奨する措置を導入しています。事前に査証を取得せずに入国する場合、日本入国時に厳格な入国審査が行われ、結果として入国できないおそれがあります。

(注11) 2025年4月16日以降に発給された新ウルグアイ旅券（身分事項ページ（顔写真の頁）に出生地欄の記載が無い旅券）は日本政府が有効と認めていないため、新旅券では日本に渡航できません。ウルグアイの査証免除の対象は旧旅券を所持するウルグアイ国籍の方に限ります。旧旅券を所持するウルグアイ国籍の方は旅券の発行日が2025年4月16日以降であっても、査証免除の対象となります。

ICAO標準の機械読取式旅券（MRP：Machine-Readable Passport）



ICAO標準のIC旅券



ICAO（International Civil Aviation Organization：国際民間航空機関）標準で定められているIC旅券とは、個人情報及び旅券の顔写真を含む生体情報等の旅券データが記録されているICチップが搭載されている旅券のことで、旅券の表紙にICAO標準のIC旅券を示すマークが記載されている。

関連リンク

▶ [査証・日本滞在](#)

▶ [このページのトップへ戻る](#)

[査証へ戻る](#)

▶ [外務省について](#)

- ▶ [大臣・副大臣・政務官](#)
- ▶ [組織案内・所在地](#)
- ▶ [在外公館](#)
- ▶ [採用情報・ワークライフバランス等](#)
- ▶ [審議会等](#)
- ▶ [所管の法人](#)
- ▶ [予算・決算・財務](#)
- ▶ [政策評価](#)
- ▶ [国会提出条約・法律案](#)
- ▶ [外交史料館](#)
- ▶ [このサイトについて](#)

▶ [会見・発表・広報](#)

- ▶ [記者会見](#)
- ▶ [報道発表](#)
- ▶ [談話](#)
- ▶ [演説](#)
- ▶ [寄稿・インタビュー](#)
- ▶ [広報・パンフレット・刊行物](#)
- ▶ [広報イベント](#)
- ▶ [その他のお知らせ](#)

▶ [外交政策](#)

- ▶ [外交青書・白書](#)
- ▶ [主な外交日程](#)
- <分野別政策>
- ▶ [日本の安全保障と国際社会の平和と安定](#)
- ▶ [ODAと地球規模の課題](#)
- ▶ [経済外交](#)
- ▶ [広報文化外交](#)
- ▶ [国民と共にある外交](#)
- ▶ [その他の分野](#)

▶ [国・地域](#)

- ▶ [地域で探す](#)
- ▶ [アジア](#)
- ▶ [大洋州](#)
- ▶ [北米](#)
- ▶ [中南米](#)
- ▶ [欧州](#)
- ▶ [中東](#)
- ▶ [アフリカ](#)
- ▶ [国名で探す](#)

▶ [海外渡航・滞在](#)

- ▶ [海外安全対策](#)
- ▶ [パスポート（旅券）](#)
- ▶ [届出・所在調査](#)
- ▶ [ハーフ条約](#)
- ▶ [海外生活の悩み・家族問題](#)
- ▶ [海外教育・年金・保険・運転免許](#)
- ▶ [在外選挙](#)
- ▶ [査証（ビザ）](#)
- ▶ [在留外国人施策関連](#)
- ▶ [統計・お知らせ](#)
- ▶ [証明](#)

▶ [申請・手続き](#)

- ▶ [電子政府・電子申請・届出](#)
- ▶ [情報公開・個人情報保護](#)
- ▶ [公文書管理・外交記録公開](#)
- ▶ [調達情報](#)
- ▶ [その他の申請](#)
- ▶ [メール配信サービス](#)
- ▶ [国民の皆様からの御意見](#)

(本メールは、在留申請オンラインシステムから自動的に送信しております。)

NIPPASHI TOSHINORI 様

●次の在留資格認定証明書交付申請について、下記【在留資格認定証明書】のとおり交付しました。
申請受付番号：東オン認R24004590

●【在留資格認定証明書】の内容を確認し、以下のURLから受領登録を行ってください。
受領登録が未了の場合、受領確認のメールが送信されますので、ご了承ください。

▼電子在留資格認定証明書の受領登録はこちら
・ <https://www.ras-immi.moj.go.jp/WC01/WCJAS010/ras?dispOutputEvent=>

【在留資格認定証明書】
在留資格認定証明書番号：東オン認(X T)R24-004590
氏名：
性別：女 female
国籍・地域：
生年月日：1980/03/28
日本での職業及び勤務(通学)先等：
在留資格：家族滞在(8月) Dependent(8months)
交付年月日：2025/08/18
交付者：東京出入国在留管理局長
(備考)

(注意)

1. 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
2. 上陸申請や査証申請時において本メールをスマートフォン画面などで提示する必要があります。
画面の提示ができない場合は、本メールを印刷して必ずご持参ください。

3. 本証明書は、上記の交付年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提示して上陸申請を行わないときは、効力を失います。
4. 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。
5. 本メールは、送信専用メールのため、返信は受け付けておりません。
6. 本メールにお心当たりのない場合、又は内容にご不明な点がございましたら、大変お手数をおかけいたしますが、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。
7. 本メールの掲載内容の無断転載を禁じます。査証申請等のためメールを転送することは問題ありません。

■お問合せ先

・在留資格認定証明書について
外国人在留総合インフォメーションセンター：0570-013904、03-5796-7112 (I P 電話又は海外から)
・査証申請について
外務省ビザ・インフォメーション：0570-011000 (ナビダイヤル)、03-5363-3013 (I P 電話又は海外から)
・本メールにお心当たりのない場合
東京出入国在留管理局オンライン審査部門オンライン申請手続班：03-5363-3030

■お知らせ

【YouTube Video 「生活(せいかつ)オリエンテーション動画(どうが)」のご案内(あんない)】

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

税金や健康保険等、外国人の皆様が、日本で安心して生活するために必要な情報を YouTube 動画で配信しています。
多言語での閲覧が可能です。是非ご視聴ください。

外国(がいこく)の人(ひと)が、日本(にほん)で生活(せいかつ)したり、働(はたら)いたりするために
必要(ひつよう)なことを YouTube の動画(どうが)にしました。仕事(しごと)のことやお金(かね)のことがわかります。
いろいろな国(くに)の言葉(ことば)で見(み)ることができます。ぜひ見(み)てください。

＜いろいろな国(くに)の言葉(ことば)で見(み)ることができます＞
にほんご、えいご、ちゅうごくご、かんこくご、ベトナムご、ネパールご、インドネシアご、フィリピンご、タイご、ポルトガルご、スペインご、クメールご(カンボジアご)、ミャンマーご、モンゴルご、ウクライナご、ロシアご

(This email was sent automatically from the online residence application system.)

Dear NIPPASHI TOSHINORI

●Regarding your application to issue a Certificate of Eligibility, the Certificate of Eligibility has been issued
as described below.
Application acceptance no.：東オン認R24004590

●After confirming that the following description of the Certificate of Eligibility is correct, please access the URL below to register the receipt.
Please note that if you do not register the receipt, you will receive an email requesting confirmation of receipt.

▼Please register the receipt of the electronic Certificate of Eligibility at:
・ <https://www.ras-immi.moj.go.jp/WC01/WCJAS010/ras?dispOutputEvent=>

【Certificate of Eligibility】

Certificate of Eligibility No.:東オン認(X T)R 24-004590

Name:

Sex:女 female

Nationality/Region:

Date of birth:1980/03/28

Profession or Occupation/Employer or school in Japan:

Status of residence:家族滞在 (8月)

Dependent(8months)

Date of issue:2025/08/18

Issuer's name:Director General of Tokyo Regional Immigration Bureau

(Remarks)

(Notice)

1. This certificate is not an entry permit . Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan

unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.

2. You need to present this certificate(this email) on smartphone when you apply for a visa and a landing permission.

If you cannot show this certificate(this email) on smartphone, be sure to bring a copy of this email in print.

3. You need to show this certificate(this email) to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing

permission at the port of entry.This certificate shall be invalid if the application for landing permission is not filed

within 3months from the date of issue.

4. This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not

fulfill other requirements for landing, or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

5. This email address is for transmission purposes only, therefore, please do not reply to this email address.

6. If you have no knowledge of this email, or if you have any questions about this email,please contact us at the below contact

points.

7. Unauthorized reproduction of the contents of this email is strictly forbidden.

You are permitted to forward this email to apply for visa related purpose.

■Contact Points for Inquiries

- For the certificate of Eligibility

Immigration Information Center: 0570-013904(Navi - Dial) or +81-3-5796-7112(For IP phone from overseas)

- For visa application

MOFA Visa Information: 0570-011000(Navi - Dial) or +81-3-5363-3013(For IP phone from overseas)

- If you are not aware of this email.

Tokyo Regional Immigration Services Bureau,
Online Inspection Department,
Online Application Procedures Section TEL : 03-5363-3030

■Information;

- YouTube video "Videos for the Daily Life Orientation in Japan"
- YouTube video "Video untuk Orientasi Kehidupan Sehari-hari di Jepang"
- YouTube video "Mga Video para sa Pang-araw-araw na Oryentasyon sa Buhay sa Japan"

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

<Available 17 languages>

Japanese, English, Chinese(CS/CT), Korean, Vietnamese, Nepali, Indonesian, Filipino, Thai, Portuguese, Spanish, Khmer(Cambodian),

Burmese, Mongolian, Ukrainian, Russian

- Japanese Immigration Services Agency created videos for the daily life orientation in various languages.

This video will provide basic information about life in Japan. Please take a look and use it in your daily life.

- Badan Layanan Imigrasi Jepang membuat video untuk orientasi kehidupan sehari-hari dalam berbagai bahasa.

Video ini akan memberikan informasi dasar tentang kehidupan di Jepang. Silakan lihat dan gunakan dalam kehidupan sehari-hari Anda.

- Ang Japanese Immigration Services Agency ay lumikha ng mga video para sa pang-araw-araw na oryentasyon sa buhay sa iba't ibang wika.

Ang video na ito ay magbibigay ng pangunahing impormasyon tungkol sa buhay sa Japan. Mangyaring tingnan at gamitin ito sa iyong pang-araw-araw na buhay.



在留資格一覧表

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月

	興行の項に掲げる活動を除く。）		
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5 年，3 年，1 年又は 3 月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	5 年，3 年，1 年又は 3 月

二の表（就労資格，上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
高度専門職	1 号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のいずれかに該当する活動	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究，研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材	5 年
		ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		

	であ って、 我が 国の 学術 研究 又は 経済 の発 展に 寄与 する こと が見 込ま れる もの ハ 法務大臣が指定 する本邦の公私の機 関において貿易その 他の事業の経営を行 い若しくは当該事業 の管理に従事する活 動又は当該活動と併 せて当該活動と関連 する事業を自ら経営 する活動		
	2号 1号に掲げる活動を行った者 であって、その在留が我が国の 利益に資するものとして法務省 令で定める基準に適合するもの が行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契 約に基づいて研究、研究の指導 又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契 約に基づいて自然科学又は人文 科学の分野に属する知識又は技 術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関におい て貿易その他の事業の経営を行 い又は当該事業の管理に従事す る活動 ニ 2号イからハまでのいず れかの活動と併せて行う一の表 の教授、芸術、宗教、報道の項 に掲げる活動又はこの表の法 律・会計業務、医療、教育、技 術・人文知識・国際業務、介 護、興行、技能、特定技能2号 の項に掲げる活動（2号イから ハまでのいずれかに該当する活 動を除く。）		無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業 の経営を行い又は当該事業の管 理に従事する活動（この表の法 律・会計業務の項に掲げる資格	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6ヶ月 又は3月

	を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)		
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等	5年，3年，1年又は3月
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師	5年，3年，1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授，芸術，報道の項に掲げる活動，この表の経営・管理，法律・会計業務，医療，研究，教育，企業内転勤，介護，興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等	5年，3年，1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月

	技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動			
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間（3年を超えない範囲）
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するも	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、2年、1年又は6月

		のに属する法務省令 で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動		
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

	する業務に従事する活動		
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）

	校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

入管法別表第二の上欄の在留資格(居住資格)

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
------	------------------	-----	------

永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年，3年，1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年，3年，1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系3世，中国残留邦人等	5年，3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央
合同庁舎6号館
TEL045-370-9755（代表）（法人番号：
7000012030004）
※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。



外国人在留支援センター（F R E S
C）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワ
ー13階
TEL0570-011000（代表）

[サイトマップ](#) [リンク・著作権等について](#) [ご意見・情報提供](#)

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度外国人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



高度外国人材が行う3つの活動類型



高度学研究活動 「高度専門職1号（イ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



高度専門・技術活動 「高度専門職1号（ロ）」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



高度経営・管理活動 「高度専門職1号（ハ）」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動



裏面の
ポイント
計算表で
チェック！

高度外国人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。

高度専門職1号の場合

- ① 複合的な在留活動の許容
- ② 「5年」の在留期間の付与
- ③ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ④ 配偶者の就労
- ⑤ 親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑥ 家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- ⑦ 入国・在留手続の優先処理

高度専門職2号の場合

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
 - b. 在留期間が無期限となる
 - c. 左記③から⑥までの優遇措置が受けられる
- ※「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行っていた方が対象になります。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_3/index.html
※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野				高度専門・技術分野				高度経営・管理分野					
学 歴	博士号（専門職に係る学位を除く。）取得者					30		博士号又は修士号取得者（注7）			20		
	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者		20		修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者（注7）		20						
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く。）											10	
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者											5	
職 歴 （実務経験） （注1）					10年～		20		10年～		25		
	7年～		15		7年～		15		7年～		20		
	5年～		10		5年～		10		5年～		15		
	3年～		5		3年～		5		3年～		10		
年 収 （注2）	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照					40		3,000万～		50			
						30		2,500万～		40			
年 齢	～29歳		15		～29歳		15						
	～34歳		10		～34歳		10						
	～39歳		5		～39歳		5						
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照		25		↓		↓		↓		↓		
ボーナス② 〔地位〕									代表取締役、代表執行役		10		
ボーナス③					職務に関連する日本の国家資格の保有（1つ5点）		10		取締役、執行役		5		
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）											10	
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3％超の中小企業における就労											5	
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等											5	
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得											10	
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者											15	
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得したものを除く。）											10	
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る。）											10	
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者											10	
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）											5	
ボーナス⑬									経営する事業に1億円以上の投資を行っている者		5		
ボーナス⑭					投資運用業等に係る業務に従事							10	
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置（法務大臣が認めるもの）を受けている機関における就労											10	
合格点 70													

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

②年収配点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万	40	40	40	40
900万	35	35	35	35
800万	30	30	30	30
700万	25	25	25	—
600万	20	20	20	—
500万	15	15	—	—
400万	10	—	—	—

③研究実績		
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明 1件～	20	15
入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者又は筆頭著者※2であるものに限る。) 3本～	20	15
※1 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※1 高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

※2 筆頭著者について、論文への寄与度が高いことが求められるため、単にアルファベット順で先頭に位置している場合は該当しない。

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る
(注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額
※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入
※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる
(注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加算
(注4) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点)により認められている者も含む
(注5) 同等以上の能力を試験(例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける400点以上の得点)により認められている者も含む
(注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く
(注7) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加算

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について

特別高度人材（J-Skip）の概要

1 在留資格

ポイント制によらず**学歴又は職歴と年収**が下記の水準以上であれば、「高度専門職（1号）」を付与

① 高度学術研究活動
（大学教授や研究者等）

- ・修士号以上取得、年収2,000万円以上の者
- ・職歴10年以上、年収2,000万円以上の者

② 高度専門・技術活動
（企業で働く技術者等）

③ 高度経営・管理活動
（企業の経営者等）

- ・職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」1号 → 1年 → 2号 （※号の区分で優遇措置に差）

2 追加優遇措置：高度人材ポイント制の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人まで雇用可能（家庭事情要件等は課さない※）

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティーレーンの使用が可能

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

「経営・管理」の許可基準の改正等について (令和7年10月16日施行)

主な改正内容

1 常勤職員の雇用について

- 申請者が営む会社等において、**1人以上の常勤職員を雇用することが必要になります**（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動」第2号イ）。

（注）「常勤職員」の対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する外国人（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）に限り、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人は対象となりません。

2 資本金の額等について

- **3,000万円以上の資本金等が必要になります**（第2号ロ）。

（注）＜事業主体が法人である場合＞

株式会社における払込済資本の額（資本金の額）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の出資の総額をさします。

＜事業主体が個人である場合＞

事業所の確保や雇用する職員の給与（1年間分）、設備投資経費など事業を営むために必要なものとして投下されている総額をさします。

3 日本語能力について

- **申請者又は常勤職員（注1）のいずれかが相当程度の日本語能力（注2）を有することが必要になります**（第3号）。

（注1）ここでの「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれます。

（注2）相当程度の日本語能力とは、**「日本語教育の参照枠」におけるB2相当以上**の日本語能力であり、日本人又は特別永住者の方以外については、以下のいずれかに該当することを確認します。

- ・ 公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験（JLPT）N2以上の認定を受けていること
- ・ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上取得していること
- ・ 中長期在留者として20年以上我が国に在留していること
- ・ 我が国の大学等高等教育機関を卒業していること
- ・ 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

4 経歴（学歴・職歴）について

- 申請者が、経営管理又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野に関する博士、修士若しくは専門職の学位（注1）を取得していること、又は、事業の経営又は管理について3年以上の職歴（注2）を有する必要があります（第4号）。

（注1）外国において授与されたこれに相当する学位を含みます。

（注2）在留資格「特定活動」に基づく、貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動（起業準備活動）の期間を含みます。

5 事業計画書の取扱いについて

- 在留資格決定時において提出する事業計画書について、その計画に具体性、合理性が認められ、かつ、実現可能なものであることを評価するものとして、経営に関する専門的な知識を有する者（注）の確認を義務付けます（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三「法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動」第1号イ）。

（注）施行日時点においては、以下の者が当該者に該当します。

- ・ 中小企業診断士
- ・ 公認会計士
- ・ 税理士

なお、弁護士及び行政書士以外の方が、官公署に提出する申請書等の書類の作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがありますので御留意願います。

申請に関する取扱い

1 事業内容について

- 業務委託を行うなどして経営者としての活動実態が十分に認められない場合は、在留資格「経営・管理」に該当する活動を行うとは認められないものとして取り扱います。

2 事業所について

- 改正後の規模等に応じた経営活動を行うための事業所を確保することから、自宅を事業所と兼ねることは、原則として認められません。

3 永住許可申請等について

- 施行日後、改正後の許可基準に適合していない場合は、「経営・管理」、「高度専門職1号ハ」又は「高度専門職2号」（「経営・管理」活動を前提とするもの）からの永住許可及び「高度専門職1号ハ」から「高度専門職2号」への在留資格変更許可は認められません。

4 在留中の出国について

- 在留期間中、正当な理由なく長期間の出国を行っていた場合は、本邦における活動実態がないものとして在留期間更新許可は認められません。

5 公租公課の履行について

- 在留期間更新時には、以下の公租公課の支払義務の履行状況を確認します。
 - ① 労働保険の適用状況
 - ・ 雇用保険の被保険者資格取得の履行
 - ・ 雇用保険の保険料納付の履行
 - ・ 労災保険の適用手続等の状況
 - ② 社会保険適用状況
 - ・ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得の履行
 - ・ 上記社会保険料納付の履行
 - ③ 事業所として納付すべき以下の国税・地方税に係る納付状況
 - ・ 法人の場合
 - 国 税：源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税
 - 地方税：法人住民税（都道府県民税・市区町村民税）、法人事業税
 - ・ 個人事業主の場合
 - 国 税：源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税
 - 地方税：個人住民税（都道府県民税・市区町村民税）、個人事業税

6 事業を営むために必要な許認可の取得について

- 申請者が営む事業に係る必要な許認可の取得状況等を証する資料の提出を求めます。
(注) 在留許可を受けてからでないと許認可の取得ができないなど、正当な理由が認められる場合には、次回の在留期間更新許可申請時に提出を求めます。

施行に伴う留意点

1 施行日前に受け付けた申請について

- 本改正省令の施行日の前日までに受付し、審査を継続している在留資格認定証明書交付申請や在留期間更新許可申請等については改正前の許可基準を適用します。

2 既に「経営・管理」等で在留中の方からの在留期間更新許可申請等について

- 既に「経営・管理」で在留中の方が施行日から3年を経過する日（令和10年10月16日）までの間に在留期間更新許可申請を行う場合については、改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況や改正後の許可基準に適合する見込み等を踏まえ、許可判断を行います。

なお、審査においては、経営に関する専門家の評価を受けた文書を提出いただくことがあります。

- 施行日から3年を経過した後になされた在留期間更新許可申請については、改正後の許可基準に適合する必要があります。

（注）改正後の許可基準に適合しない場合であっても、経営状況が良好であり、法人税等の納付義務を適切に履行しており、次回更新申請時まで改正後の許可基準を満たす見込みがあるときは、その他の在留状況を総合的に考慮し、許可判断を行います。

- 「高度専門職1号ハ」（「経営・管理」活動を前提とするもの）についても、「経営・管理」の許可基準を満たすことが前提となることから、上記と同様に取り扱います。

3 「特定活動」から「経営・管理」への在留資格変更許可申請の取扱いについて

- 特定活動（44号・外国人起業家（スタートアップビザ））からの資格変更
 - ・ 外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示の施行日前に確認証明書が交付されている場合は、「経営・管理」への在留資格変更許可申請の際に、改正前の許可基準を適用します。
 - ・ 改正告示の施行日以降に確認証明書が交付されている場合は、「経営・管理」への在留資格変更許可申請の際に、改正後の許可基準を適用します。
- 特定活動（51号・未来創造人材）からの資格変更
 - ・ 施行日の前日時点で、「特定活動（51号）」の在留資格認定証明書交付申請等を行っている場合や同在留資格で在留中の場合は、「経営・管理」への在留資格変更許可申請の際に、改正前の許可基準を適用します。
 - ・ 施行日以降に「特定活動（51号）」に係る在留資格認定証明書交付申請等を行った場合は、「経営・管理」への在留資格変更許可申請の際に、改正後の許可基準を適用します。

参 考

- 出入国在留管理庁HP「在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令等の改正について」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00237.html

QRコードはこちら ⇒



特定活動告示

2025年5月現在

告示の規定	略称など
1号・2号・2号の2～4	外交官等の家事使用人
3号	台湾日本関係協会職員及びその家族
4号	駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族
5号・5号の2	ワーキングホリデー
6号・7号	アマチュアスポーツ選手及びその配偶者又は子
8号	国際仲裁代理
9号	インターンシップ
10号	英国人ボランティア
12号	サマージョブ
13号・14号	令和7年大阪・関西万博関係者及びその配偶者又は子
15号	国際文化交流
16号～24号・ 27号～31号	二国間の経済連携協定（EPA）看護師・介護福祉士関係 （インドネシア、フィリピン、ベトナム）
25号・26号	医療滞在とその同伴者
33号	高度専門職外国人の就労する配偶者
33号の2	特別高度人材外国人の就労する配偶者
34号	高度専門職外国人又はその配偶者の親
36号	特定研究等活動
37号	特定情報処理活動
38号	特定研究等活動者又は特定情報処理活動者の配偶者又は子
39号	36号又は37号外国人又はその配偶者の親
40号・41号	観光、保養を目的とする長期滞在者とその同行する配偶者
42号	製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員
43号	日系4世
44号・45号	外国人起業家及びその配偶者又は子
46号・47号	本邦大学卒業者及びその配偶者又は子
50号	スキーインストラクター
51号・52号	未来創造人材及びその配偶者又は子
53号・54号	デジタルノマド及びその配偶者又は子
55号	特定自動車運送業準備
56号・57号	令和9年国際園芸博覧会関係者及びその配偶者又は子

※告示11号、32号、35号、48及び49号は削除



[トップページ](#) [在留手続](#) [各種公表資料](#) [在留資格関係](#) [規制改革要望などへの対応](#)
「規制改革の推進に関する第3次答申（平成15年12月22日 総合規制改革会議）」・「規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）」関係
永住許可に関するガイドライン（令和 8 年 2 月 2 4 日改訂）

永住許可に関するガイドライン（令和 8 年 2 月 2 4 日改訂）

（１）素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

（２）独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

（３）その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や拘禁刑などを受けていないこと。公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること。

※ 公的義務の履行について、申請時点において納税（納付）済みであったとしても、当初の納税（納付）期間内に履行されていない場合は、原則として消極的に評価されます。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 現に有している在留資格について、法務省令で定める上陸許可基準等に適合していること。

日本語 ▼

オ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（１）及び（２）に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者、補完的保護対象者の認定を受けている者又は第三国定住難民の場合には、（２）に適合することを要しない。

（１）日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

（２）「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

（３）難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

（４）外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること

※「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照してください。

（５）地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第16項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第36号又は第37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者の場合、3年以上継続して本邦に在留していること

（６）出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（以下「高度専門職省令」という。）に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して3年以上継続して本邦に在留していること。

イ 永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められ、3年以上継続して70点以上の点数を有し本邦に在留していること。

（７）高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として必要な点数を維持して1年以上継続して本邦に在留していること。

イ 永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場

日本語 ▼

合に 8 0 点以上の点数を有していたことが認められ、1 年以上継続して 8 0 点以上の点数を有し本邦に在留していること。

- （8）特別高度人材の基準を定める省令（以下「特別高度人材省令」という。）に規定する基準に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 「特別高度人材」として 1 年以上継続して本邦に在留していること。
- イ 1 年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から 1 年前の時点を基準として特別高度人材省令に規定する基準に該当することが認められること。

（注 1）令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、在留期間「3 年」を有する場合は、前記 1（3）ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。令和 9 年 3 月 3 1 日の時点において在留期間「3 年」を有する者については、当該在留期間内に処分を受ける場合、その初回に限り前記 1（3）ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱う。

（注 2）前記 1（3）エの「法務省令で定める上陸許可基準等」とは、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」で定める基準のほか、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（特定活動告示）又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（定住者告示）に該当するとして在留を許可されている場合は、それらの告示で定める要件をいう。

（注 3）前記 2（6）アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果 7 0 点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記 2（7）アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果 8 0 点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記 2（8）アの「特別高度人材」とは、特別高度人材省令に規定する基準に該当すると認められて在留している者が該当する。

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1
四谷タワー13階
Tel.0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎 6 号館
Tel.045-370-9755（代表）（法人番号：7000012030004）

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[ご意見・情報提供](#)



外国人在留支援センター（F R E S C）

日本語 ▼

日本語 ▼

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

在留期間中は(満了日まで)本邦に在留することができます。

就労制限の有無

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日又はその前日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。(注)

(裏面)

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

在留カードは、正規に我が国に中長期間に在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥に**あてはまらない人**です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

(注) 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

「特別永住者証明書」

特別永住者証明書		番号
氏名	洪 吉童	EF12345678CH
NAME	HONG KILDONG	
生年月日	1970年03月31日	性別 男 M.
DATE OF BIRTH	Y M D	SEX
国籍・地域	韓国	
NATIONALITY/REGION		
住居地	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号	
ADDRESS		
この証明書は 2026年04月01日まで有効です。		
Y M D		

特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書番号

特別永住者証明書番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

交付者

2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の偽変造防止対策

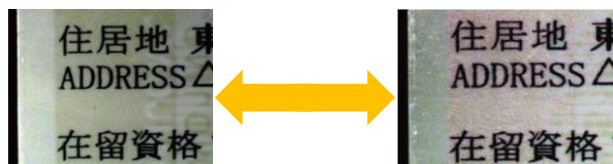
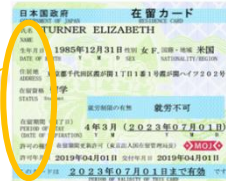
絵柄がグリーン色に変化

カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。

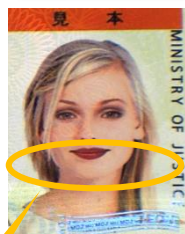


左端がピンク色に変化

カードを上下方向に傾けると、色がグリーンからピンクに変化します。



ホログラムが3D的動き

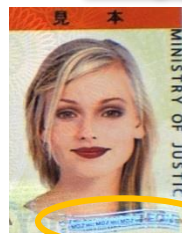


カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



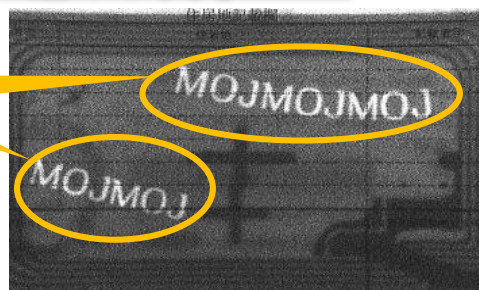
文字の白黒が反転

銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードの透かし文字

暗い場所で、カードをおもて面側から強い光を直に当てて透かして見ると、右図のような「MOJMOJ...」の透かし文字が見えます。



在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかについて確認できます

スマホやパソコンで在留カード等の偽造・改ざんの有無を確認できます

出入国在留管理庁では、令和2年12月25日から、在留カード及び特別永住者証明書のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する「在留カード等読取アプリケーション」を無料配布しています。

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

映像の中でアプリの操作方法や目視による真偽の判断方法を紹介しています

出入国在留管理庁のWEBサイト「動画ライブラリー」では、「在留カード等読取アプリケーション」の操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開しています。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html

WEBサイトを通じて在留カード等の失効番号が確認できます

出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



在留カードとマイナンバーカードが ひとつになったカードが利用 できるようになります！

Coming soon—A card that integrates residence card and
My Number card functions!

＼ 特定在留カード /
Specified residence card

令和8年
6/14
運用開始！
Launching on
June 14, 2026



在留カード
Residence Card



マイナンバーカード
My Number Card



出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
イミグー
IMMIGU
Immigration Services Agency mascot

希望する方は、特定在留カードを申請することができます！

※特別永住者の方も、マイナンバーカードとひとつになった「特定特別永住者証明書」を申請することができます。

You can apply for a specified residence card!

Note: Special permanent residents can also apply for a specified special permanent resident certificate that integrates the My Number card function.



マイナンバーカードに関する
お問い合わせはこちら

Inquiries about the My Number card:
<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



申請方法等、詳細については
当庁ウェブサイトをご確認ください

For details on how to apply and other info,
please visit our website.

<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定在留カード交付申請は、下記の手続に併せて申請を行うことが可能です。 You can apply for a specified residence card while you do the one of the procedures below.

市区町村で At your municipal office



- 新規上陸後の住居地の届出
Notification of the Place of Residence After Newly Landing in Japan
- 住居地の変更届出
Notification of a Change of Place of Residence
- 在留資格変更等に伴う住居地の届出
Notification of the Place of Residence After a Change in the Status of Residence and Other Related Matters

※入管法に規定する住居地の届出を行ったとみなされる場合に限りです。

Note: This only applies when you file an address notification as prescribed by the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

地方入管で At a regional immigration services bureau

- 在留期間更新許可申請
Application to extend the period of stay
- 在留資格変更許可申請
Application to change the status of residence
- 永住許可申請
Application for permanent residence
- 在留カードの有効期間の更新申請
Application to extend the valid period of the residence card
- 汚損等による在留カードの再交付申請
Application for reissuance of a residence card due to damage or soiling, etc.
- 交換希望による在留カードの再交付申請
Application for exchange of a residence card
- 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出
Notification of Change of an Entry Other than the Place of Residence



Q & A



Q1 特定在留カードのメリットは何ですか。

What are the benefits of the specified residence card?

- A1 特定在留カード交付を受ける場合、在留カードとマイナンバーカードに関する手続が一度で済むようになります。このため、一部の手続を除き、地方出入国在留管理局と市区町村の両方に行く必要がなくなります。

If you have a specified residence card, you can complete the procedures for Immigration and My Number card at the same time. In most cases, you will no longer need to visit both a regional immigration services bureau and your municipal office.

Q2 特定在留カードの取得は義務ですか。

Do I have to apply for a specified residence card?

- A2 マイナンバーカードの取得が義務でないことと同様に、義務ではありません。

No. Just like the My Number card, it is not mandatory.

Q3 特に入管で手続を行う予定がないのですが、特定在留カードをもらうことはできないのでしょうか。

Can I apply for a specified residence card even if I have no other procedures to complete at the regional immigration services bureau?

- A3 地方入管であれば、希望により在留カード再交付申請に併せて交付を申請することができます。

You can apply for a specified residence card at a regional immigration services bureau when applying to reissue your residence card.

Q4 特定在留カード交付申請を行えば、必ず特定在留カードをもらうことができますか。

Will all applicants get a specified residence card?

- A4 個別の事情等により、通常の在留カードを交付する場合があります。

No. Depending on your circumstances, you may be issued a residence card.

Q5 在留申請オンラインシステムを利用する場合、特定在留カードをもらうことはできますか。

Can I apply for a specified residence card through the online residence application system?

- A5 当面の間、在留申請オンラインシステムを利用される場合には、特定在留カード交付申請を受け付けることができません。

Not at this time.

Q6 特定在留カードを所持していれば、審査中に在留期間の満了日を過ぎて特例期間に入ってもマイナンバーカードとしての機能を利用できますか。

If my original period of stay expires during my renewal inspection and I am in the special period, can I still use my specified residence card as a My Number card?

- A6 特定在留カードであっても、マイナンバーカードとしての有効期限は本来の在留期間の満了日までとなります。在留期限の満了までに、市区町村で有効期限の変更手続を行ってください。

Even if you have a specified residence card, the My Number card function is only valid until the expiration date of your original period of stay. Be sure to extend the period of validity of your My Number card at your municipal office before your original period of stay expires.

特定在留カード以外の通常の在留カードについても、 2026年6月14日交付分から券面記載事項が変わります。

The items listed on residence cards issued on June 14, 2026 and beyond will also change.

現行在留カード
Current residence card



新様式の
在留カード
New residence card



「在留期間」、「許可の種類」、
「許可年月日」、「交付年月日」が
券面に記載されなくなります。

※これらの事項はICチップにのみ記録されるようになります。

ICチップは在留カード等読取アプリ
(無料)で確認できます。



The cards will not display the period of stay, type of permit, date of permit, and date of issue.

Note: Only the IC chip will contain these data items. You can check your data using Residence Card Checker, a free app for scanning your residence card's IC chip.

※特別永住者証明書についても、同様に新様式に変わります。

Note: Special permanent resident certificates will also change to the new format.



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

社会保障協定

ページID : 140010060-195-291-297

更新日 : 2025年10月27日

印刷

お知らせ

社会保障協定適用証明書交付等申請書を提出する場合は、こちらをご確認ください。

[適用証明書交付申請書の提出先はどこですか](#)

社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要がありますが、日本から海外に派遣された企業駐在員等については、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。社会保障協定は、以上を踏まえ、以下2点を目的として締結しています。

「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）

年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

各国との社会保障協定発効状況および協定相手国の情報

社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。なお、2025年12月1日にオーストリアとの間で社会保障協定が発効します。これにより、日本は24カ国との間で協定が発効することになります。

（注）英国、韓国、中国およびイタリアとの協定については、「保険料の二重負担防止」のみとなります。

協定が発効済の国

以下をクリックすると協定相手国ごとの情報（リンク）をご覧ください。



ドイツ



英国



韓国



アメリカ



ベルギー



フランス



カナダ



オーストラリア



オランダ



チェコ



スペイン



アイルランド



ブラジル



スイス



ハンガリー



インド



ルクセンブルク



フィリピン



スロバキア



中国



フィンランド



スウェーデン



イタリア



オーストリア

社会保障協定の仕組みと手続きについて

各社会保障協定の内容は、多くの点で共通しておりますが、協定を締結する相手国の制度内容等に応じて、それぞれ対象となる制度等が異なる箇所があります（詳しくは[協定を結んでいる国との協定発効時期および対象となる社会保険制度](#)をご覧ください）。
各国と結んでいる協定に共通する取り扱いや手続きについては、以下をご覧ください。

サラリーマンの方や自営業者の方へ （二重加入の防止）	過去に協定を結んでいる国と 日本の年金制度に加入を していたことがある方へ （年金加入期間の通算）
日本から協定を結んでいる国で働く場合の 加入すべき制度について 手続きについて	協定相手国の年金支給の特例について 協定相手国の年金申請の方法について
協定を結んでいる国から日本で働く場合の 加入すべき制度について 手続きについて	日本の年金支給の特例について 日本の年金申請の方法について

協定相手国別の注意事項

また、各国で特有の取り扱いについては、それぞれ次のとおりです。
※各社会保障協定の共通の取り扱いについては上記をご参照ください。

[ドイツ](#) | [英国](#) | [韓国](#) | [アメリカ](#) | [ベルギー](#) | [フランス](#) | [カナダ](#) | [オーストラリア](#) | [オランダ](#) | [チェコ](#) | [スペイン](#) |
[アイルランド](#) | [ブラジル](#) | [スイス](#) | [ハンガリー](#) | [インド](#) | [ルクセンブルク](#) | [フィリピン](#) | [スロバキア](#) | [中国](#) |
[フィンランド](#) | [スウェーデン](#) | [イタリア](#) | [オーストリア](#) |

関連情報

[年金Q&A（社会保障協定）](#)

[社会保障協定に関する各種申請書・添付書類一覧](#)

[社会保障協定 リンク](#)

[主要各国の年金制度の概要](#)

「社会保障協定」のページ一覧

社会保障協定

[社会保障協定のしくみと手続き](#)

[協定相手国別諸情報](#)

年金のことをしらべる

[利用者別ガイド](#)

[シーン別ガイド](#)

[ねんきんネット](#)

[年金用語集](#)

[パンフレット](#)

[通知書の見方を調べる](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の保護について](#) | [関連サイト](#)



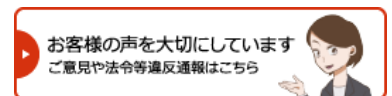
法人番号4011305001653

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

[所在地・連絡先](#)

[採用情報](#)

[公式SNS](#)



Copyright © Japan Pension Service All Rights Reserved.

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードは、所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)

- ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く
- ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意！

事業主も
処罰の対象と
なります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒**3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒**30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください！

外国人を雇用する際には**在留カード**を確認してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は…。

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。この場合は、出入国在留管理庁への届出は不要です。「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



出入国在留管理庁 <http://www.immi-moj.go.jp/>

ポイント
1

原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

見本・SAMPLE許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留カード等番号
生 鮮 情 報 照 合 へ



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

ポイント
2

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」

(①)については、複数のアルバイト先がある場合には、そ

(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」,「技術・人文知識・国際業務」,「技能」)に該当する活動・週28時間以内)」
(②については、地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(③については資格外活動許可書を確認してください。)

ポイント
3

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで出入国在留管理庁による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」の条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。



見本・SAMPLE

表記住居地に同じ

(2) 行動範囲
住居地の都道府県及び〇〇出入国在留管理局出頭の際の出頭経路

0.00 0.01 0.02 0.03 0.04 0.05 0.06 0.07 0.08 0.09 0.10 0.11 0.12 0.13 0.14 0.15 0.16 0.17 0.18 0.19 0.20 0.21 0.22 0.23 0.24 0.25 0.26 0.27 0.28 0.29 0.30 0.31 0.32 0.33 0.34 0.35 0.36 0.37 0.38 0.39 0.40 0.41 0.42 0.43 0.44 0.45 0.46 0.47 0.48 0.49 0.50 0.51 0.52 0.53 0.54 0.55 0.56 0.57 0.58 0.59 0.60 0.61 0.62 0.63 0.64 0.65 0.66 0.67 0.68 0.69 0.70 0.71 0.72 0.73 0.74 0.75 0.76 0.77 0.78 0.79 0.80 0.81 0.82 0.83 0.84 0.85 0.86 0.87 0.88 0.89 0.90 0.91 0.92 0.93 0.94 0.95 0.96 0.97 0.98 0.99 1.00

(4) 假放免の期間

平成30年5月10日から平成30年〇月〇日〇時まで

(5) その他

職業又は報酬を受ける活動に従事できない

ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参して下さい。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-01 3904

(IP 電話・PHS からは 03-5796-7112) 又は最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について(令和6年1月1日から同年6月9日まで)

1 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約5年3月	約4月	約4年	2人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法入国	約12年2月	約12年2月	約1年9月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	警察逮捕	不法残留	約4年1月	約2年1月	約11月	無	入管法違反（不法残留）により懲役1年、執行猶予3年の有罪判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法残留	約8年2月	約7年3月	約3月	1人 (未成年者)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	警察逮捕	刑罰法令違反	約9年3月		約7年	3人 (未成年者)	電磁的公正証書原本不実記録・同供用により懲役1年6月の実刑判決 (ほか前科1件あり)	
2	関係機関からの通報	薬物法令違反	約18年8月	約1年3月	約2月	無	覚醒剤取締法違反により懲役1年6月、執行猶予3年の判決 (ほか前科1件あり)	在留特別許可歴あり。
3	関係機関からの通報	刑罰法令違反	約14年8月	約3年9月	約14年11月	無	強制わいせつの罪により懲役4年6月の実刑判決 (ほか前科1件あり)	出国命令歴あり。
4	出頭申告	不法入国	約17年3月	約17年3月	約2年6月	無	無	退去強制歴あり。

(注1) 難民認定手続の中で在留特別許可の可否を判断した事例は除いています。
(注2) 「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約5年4月	約4年10月	約6月	無	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者の在留資格「定住者」
2	関係機関からの通報	不法就労助長	約27年3月		約29年9月	2人 (成年)	入管法違反（不法就労助長）により罰金20万円の略式命令	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の在留資格「永住者」
3	出頭申告	不法入国	約30年11月	約30年11月	約4月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の在留資格「永住者」
4	警察逮捕	不法残留	約10年11月	約8年9月	約9月	無	入管法違反（不法残留）により懲役2年6月、執行猶予3年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の在留資格「永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年2月	約1年1月	約1年	1人 (未成年者)	無	配偶者の在留資格「技術・人文知識・国際業務」
2	関係機関からの通報	不法就労助長	約16年5月		約2年5月	無	入管法違反（不法就労助長）により罰金30万円の略式命令	配偶者の在留資格「永住者の配偶者等」
3	関係機関からの通報	刑罰法令違反	約8年	約2年9月	約3月	無	詐欺、電子計算機使用詐欺、道交法違反により懲役1年6月、執行猶予3年の判決	配偶者の在留資格「技術・人文知識・国際業務」
4	摘発	虚偽文書作成	約4年10月		約11年11月	1人 (未成年者)	無	配偶者の在留資格「経営・管理」

3 子と共に不法に滞在している外国人の場合

なし

4 その他

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約4年6月	約4年6月	無	子の監護・養育。	在留資格:定住者 在留期間:1年	
2	出頭申告	不法入国	約2年2月	約5月	無	家族との同居継続。	在留資格:定住者 在留期間:1年	親子関係不存在審判の確定により、出生に遡って日本国籍を喪失したもの。
3	職員探知	不法残留	約29年8月	約3月	無	本邦に生活基盤がある。	在留資格:定住者 在留期間:3年	
4	職員探知	不法残留	約6年10月	約1年1月	無	子の監護・養育。	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本人夫からDV被害を受けていたもの。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	警察逮捕	薬物法令違反	約22年1月	約3年9月	覚醒剤取締法違反により懲役1年4月の実刑判決 (ほか前科1件あり)	本邦に生活基盤がある。 子の監護・養育。	
2	警察逮捕	偽造在留カード行使	約19年4月		無	本邦に生活基盤がある。 病気の治療。	
3	関係機関からの通報	売春周旋	約25年10月		売春防止法違反及び入管法違反により懲役2年、執行猶予3年、罰金100万円の判決	本邦に生活基盤がある。	在留特別許可歴あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約23年6月		監護者性交により懲役6年の実刑判決	本邦に生活基盤がある。 子の監護・養育。	

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（令和6年6月10日から同年12月31日まで）

1 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約9年3月	約8年4月	約10月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	警察逮捕	不法残留	約20年10月	約10年3月	約2月	無	入管法違反（不法残留）により懲役2年6月、執行猶予4年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	摘発	不法就労助長	約21年8月		約22年3月	2人 （うち未成年者1人）	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法入国	約6年1月	約6年1月	約7月	1人 （未成年者）	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	関係機関からの通報	刑罰法令違反	約32年9月		約17年1月	1人 （成年）	傷害、道路交通法違反により懲役2年2月の実刑判決 （ほか前科2件あり）	配偶者及び子とは別居。 在留特別許可歴あり。
2	摘発	不法就労助長	約33年8月		約34年2月	無	入管法違反（不法就労助長）により罰金20万円の略式命令	配偶者とは別居。
3	警察逮捕	薬物法令違反	約4年9月		約1年4月	無	大麻取締法違反により懲役6月、執行猶予3年の判決 （ほか前科1件あり）	
4	出頭申告	不法入国	約26年1月	約26年1月	約11年4月	無	無	退去強制歴あり。

○ 法第50条第1項ただし書に該当する場合で、本邦への在留を認めないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認め在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	警察逮捕	薬物法令違反	約22年4月		約24年5月	1人 （未成年者）	覚醒剤取締法違反により懲役1年2月の実刑判決	在留資格：定住者 在留期間：1年	本人の在留資格「永住者」

（注1）難民認定手続の中で在留特別許可の可否を判断した事例は除いています。
（注2）「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、在留特別許可申請までの期間です。

2 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約7年9月	約7年6月	約3年	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の在留資格「永住者」
2	出頭申告	不法残留	約9月		約15年3月	2人 (未成年者、本邦外)	無	在留資格：家族滞在 在留期間：10月	配偶者の在留資格「技術・人文知識・国際業務」
3	出頭申告	不法残留	約6年9月		約6年7月	1人 (未成年者)	道路交通法違反により懲役1年2月、執行猶予3年の判決	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者及び子の在留資格「定住者」
4	出頭申告	不法残留	約6年6月	約5年8月	約4月	1人 (未成年者)	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の在留資格「永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項	
1	警察逮捕	刑罰法令違反	約20年2月		約8年10月	1人 (未成年者)	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反、詐欺により懲役4年6月の実刑判決（ほか前科1件あり）	配偶者の在留資格「永住者」 在留特別許可歴あり。	
2	出頭申告	不法残留	約12年1月		約12年4月	2人 (未成年者)	過失運転致死により禁固3年、執行猶予4年の判決	配偶者の在留資格「技術・人文知識・国際業務」	
3	出頭申告	不法入国	約15年4月	約15年4月	約7年7月	3人 (未成年者)	無	配偶者の在留資格「技術・人文知識・国際業務」 在留諸申請において虚偽の内容を申告していたもの。	
4	警察逮捕	薬物法令違反	約25年9月		約9年9月	有	覚醒剤取締法の罪により懲役1年6月の実刑判決（ほか前科3件あり）	配偶者の在留資格「定住者」 在留特別許可歴あり。	

○ 法第50条第1項ただし書に該当する場合で、本邦への在留を認めないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認め在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	関係機関からの通報	薬物法令違反	約30年4月		約6年2月	3人 (未成年者)	覚醒剤取締法違反により懲役1年2月の実刑判決	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者の在留資格「定住者」

3 子と共に不法に滞在している外国人の場合（注：違反態様及び在日期間は親（本人）に係るもの。子の年齢は在留特別許可申請時のもの。）

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約9年3月	約1年7月	子：不法残留（在日期間：約1年11月、違反期間：約1年7月）・2歳	本人（母） 在留資格：特定活動 在留期間：1年 子 在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	子は本邦において出生したもの。 内夫（子の父）の在留資格「永住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約13年3月	約4月	配偶者：不法残留（在日期間：約8年9月、違反期間：約8月） 子：本邦出生（在日期間：約7年11月、違反期間：約8月） 子：本邦出生（在日期間：約5年3月、違反期間：約8月）	本邦での事業継続を理由に在留を希望していたが、事業の実態が認められなかったもの。

○ 法第50条第1項ただし書に該当する場合で、本邦への在留を認めないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認め在留特別許可された事例なし

4 その他

○ 在留特別許可された事例

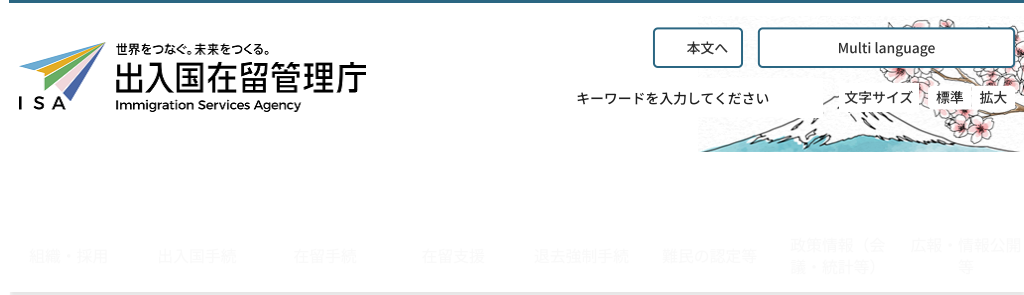
	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	職員探知	出生資格未取得	約20年9月	約1年8月	無	日本で生まれたこと。 家族と同居継続。	在留資格:定住者 在留期間:1年	親子関係不存在審判の確定により、出生に遡って日本国籍を喪失したもの。
2	出頭申告	不法入国	約16年11月	約10年7月	無	本邦での生活継続。	在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:3年	外国籍を取得したことにより日本国籍を喪失したもの。
3	出頭申告	不法残留	約1年7月	約1年3月	無	日本国籍を有する実子の監護・養育。	在留資格:定住者 在留期間:1年	
4	出頭申告	不法残留	約34年9月	約34年9月	無	日本人内夫と同居継続。	在留資格:特定活動 在留期間:1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項	
1	関係機関からの通報	売春周旋	約21年11月	/	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、売春防止法違反により罰金150万円(ほか前科1件あり)	本邦での病氣療養。		
2	関係機関からの通報	不法入国偽造在留カード行使	約20年1月		偽造有印公文書行使、入管法違反により懲役3年、執行猶予5年の判決	内妻及び子が日本で生活している。 本邦での生活継続。	退去強制歴あり。	
3	関係機関からの通報	薬物法令違反	約5年7月		大麻取締法違反により懲役10月、執行猶予3年の判決	本邦での生活継続。		
4	警察逮捕	刑罰法令違反	約27年11月		窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺の罪により懲役4年の実刑判決	本邦での生活基盤。		

○ 法第50条第1項ただし書に該当する場合で、本邦への在留を認めないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認め在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	警察逮捕	刑罰法令違反	約21年	/	盗品等有償譲受け、盗品等運搬により懲役1年6月、罰金20万円の实刑判決	日本で生まれた実子の監護養育。	在留資格:定住者 在留期間:1年	子(未成年者)の在留資格「永住者」



[トップページ](#) [在留手続](#) [在留資格から探す](#) 在留資格「経営・管理」

在留資格「経営・管理」

この在留資格に該当する活動	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（入管法別表第一の二の表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）
	該当例としては、企業等の経営者・管理者。
在留期間	5年、3年、1年、6月、4月又は3月

在留資格認定証明書
交付申請

在留資格変更許可申
請

在留期間更新許可申
請

在留資格取得許可申
請

この在留資格で在留
中の方に必要な届出

参考資料

[該当する活動・上陸許可基準についてはこちら（PDF：220KB）](#) 

※ 在留資格「経営・管理」に係る「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則」の一部が改正され、令和7年10月16日に施行されました。改正の概要については[こちら](#)。

【お知らせ】
令和8年4月15日（水）以降の申請から、カテゴリー3又は4に該当する場合は、以下の添付書類を追加で提出いただく必要があります。
・所属機関の代表者に関する申告書（[参考様式](#)）（※事業の管理に従事する場合に添付。）

<提出書類一覧表（令和8年4月15日（水）以降）>
[・【認定】提出書類チェックシート（カテゴリー3・4のみ）](#)
[・【変更】提出書類チェックシート（カテゴリー3・4のみ）](#)
[・【更新】提出書類チェックシート（カテゴリー共通）](#)

申請に当たっての留意事項（申請される前に御確認ください。）



- 申請書の書き方、必要書類等についての御質問は、「[外国人在留総合インフォメーションセンター](#)」へお問い合わせください。
TEL：0570-013904（IP電話・海外から：03-5796-7112）
- 提出書類が揃っていない申請の場合、大幅に審査が遅れる、または不利益処分となり得る可能性があるのでご注意ください。
- 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです。
- 申請書は、本ページからダウンロードいただけるほか、[地方出入国在留管理局](#)でも用紙を用意しています。
- 掲載している申請書等は、日本工業規格A列4番に印刷しお使いになれます。
片面1枚ずつ印刷してください（両面印刷はしないでください。）。
- 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- 提出書類が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付してください（[注1](#)及び2）。
- 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。
- 申請いただいた後に、当局における審査の過程において、本ページ記載外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知をお願いします。
- 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html
- 弁護士及び行政書士以外の方が、官公署に提出する申請書等の書類作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがありますのでご注意ください。

- （注1） 次の資料のうち、英語で作成されたものについては、原則として訳文（日本語）の添付は不要です。ただし、当該資料において、特に専門的な用語・表現が使用されている場合は、後日訳文（日本語）の提出を求めることとなるため、申請時に訳文を添付することを推奨します。
- 事業の経営又は管理について3年以上の経験を有していることを証明するための在職証明書（A4用紙・1枚程度）
 - 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証明するための学位証明書（A4用紙・1枚程度）
- （注2） 次の資料は、通常日本語で作成されるものであるため、多くの場合は訳文（日本語）の提出を必要としないものです。資料の準備に当たり参考にしてください。
- 登記事項証明書、住民票の写し、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書、派遣状・異動通知書、雇用契約書、上場していることを証明する資料、法定調書合計表、源泉徴収の免除証明書、給与支払い事務所等の開届出書、許認可の所得を証明する資料、日本語能力試験の合格証・成績証明書、各種保険の加入を証明する資料、納税証明書



新しくこの在留資格で日本への入国を希望する場合の申請です。
提出書類は、カテゴリーにより異なります。カテゴリーに応じた資料を提出してください。
[提出書類チェックシート（カテゴリー共通）](#)
[提出書類チェックシート（カテゴリー3・4のみ）](#)

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 （所属機関）	次のいずれかに該当する機関 1. 日本の証券取引所に上場している企業 2. 保険業を営む相互会社 3. 日本又は外国の国・地方公共団体 4. 独立行政法人 5. 特殊法人・認可法人 6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 7. 法人税法別表第1に掲げる公共法人 8. 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ※ 対象はリンク先の「イノベーション促進支援	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人

	措置一覧」を御確認ください。 9. 一定の条件を満たす企業等 (PDF : 42KB)		
提出書類	【共通】 1. 在留資格認定証明書交付申請書 1通 以下からダウンロード可能です。 在留資格認定証明書交付申請書 (PDF) (記載例はこちら) 在留資格認定証明書交付申請書 (Excel) 2. 写真 1葉 (指定の規格を満たした写真を用意し、申請書に添付して提出) ※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものを提出いただいても差し支えありませんが、指定の規格を満たさない不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。 3. 返信用封筒 (定形封筒に宛先を明記の上、必要な額の郵便切手 (簡易書留用) を貼付したもの) 1通 4. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜 (提出可能な書類がない場合は、カテゴリー4に該当することとなります。) カテゴリー1 ・ 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書 (写し) ・ 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書 (写し) ・ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業 (イノベーション創出企業) であることを証明する文書 (例えば、補助金交付決定通知書の写し) ・ 上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書 (例えば、認定証等の写し) カテゴリー2 ・ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (写し) カテゴリー3 ・ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表 (写し)		
	カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。	5. 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録 (報酬委員会が設置されている会社にある場合は同委員会の議事録) の写し 1通 (2) 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位 (担当業務)、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書 (派遣状、異動通知書等) 1通 (3) 日本において管理者として雇用される場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書 (雇用契約書等) 1通 6. 経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し 1通 7. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し (法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始していることを明らかにする書類の写し) 1通 ※ 本邦において法人を設立する場合と、	

	を本邦に設置する場合との別を問わない。 (2) 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容 (主要取引先と取引実績を含む。) 等が詳細に記載された案内書 1通 (3) その他の勤務先等の作成した上記(2)に準ずる文書 1通 8. 直近の年度の決算文書の写し 1通 9. (申請人が事業の管理に従事する場合) 所属機関の代表者に関する申告書 (参考様式) 1通 10. 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する資料 (1) 申請に当たっての説明書 (参考様式) (PDF) (Word) 1通 (2) 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し 11. 事務所用施設の存在を明らかにする資料 (1) 不動産登記簿謄本 1通 (2) 賃貸借契約書 1通 (3) その他の資料 1通 12. 事業規模を明らかにする資料 (1) 常勤の職員が一人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 (2) 貸借対照表 1通 (3) 登記事項証明書 1通 ※ 7(1)で提出していれば提出不要 (3) その他事業の規模を明らかにする資料 1通 13. 日本語能力を明らかにする資料 (1) 申請に当たっての説明書 (参考様式) (PDF) (Word) 1通 (2) 日本語能力を有する者 (申請人を除く。) の住民票 1通 (3) 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 ア試験により証明する場合には試験の合格証、成績証明書 1通 イその他の方法により証明する場合には日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料 (卒業証明書等) 1通 (4) 日本語能力を有する者が常勤の職員 (申請人を除く。) である場合は、当該職員に係る賃金支払に関する文書 1通 14. 経歴を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 学歴による証明の場合 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書 (学位証明書) 1通 (2) 職歴による証明の場合 ア関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 1通 イ関連する職務に従事した期間を証する文書 (在職証明書等) 1通
カテゴリー3については、その他の資料は原則不要。	15. 前年分の源泉徴収票等の資料

			定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 (1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料　1通 (2)上記(1)を除く機関の場合 a. 給与支払事務所等の開設届出書の写し　1通 b. 次のいずれかの資料 (ア)直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し）　1通 (イ)納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料　1通
--	--	--	---

1. 身分を証する文書（会社の身分証明書等） 提示
2. 本邦事業所の設置について委託されていることが分かるもの（当該委託に係る契約書等） 提示

上記については、[代理人（電子政府の総合窓口のページにリンクします。）](#)、申請取次者又は 法定代理人が申請書類を提出する場合において、申請書類を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

2について、本邦に新たに事業所を設置する場合であって、事業所の経営者又は管理者が不在の間の事業所設置業務全般を任されている方が該当し、併せて1の提示も必要となりますので御留意ください。

また、2については、当局の事務の都合上、申請受付時に写しの作成（コピー）をさせていただきますので、あらかじめ、御承知をお願いします（提出用にコピーを用意していただきますと受付時の待ち時間短縮になります）。

在留資格認定証明書上の氏名と旅券（パスポート）上の氏名の表記が異なる場合には、入国までの各手続において確認を行う等により、手続に時間を要する場合がありますので、提出が可能な場合には申請時に旅券（パスポートの写し）を併せて御提出ください。



既にほかの在留資格を持って日本に滞在されている方が、活動内容を変更し、この在留資格に該当する活動を行おうとする場合の申請です。提出書類は、カテゴリーにより異なります。カテゴリーに応じた資料を提出してください。この在留資格に該当する活動を行おうとする場合は速やかに申請してください。[本来の在留資格に基づく活動を行っていない場合、資格を取り消される場合があります。](#)
[提出書類チェックシート（カテゴリー共通）](#)
[提出書類チェックシート（カテゴリー3・4のみ）](#)



	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (所属機関)	次のいずれかに該当する機関 1. 日本の証券取引所に上場している企業 2. 保険業を営む相互会社 3. 日本又は外国の国・地方公共団体 4. 独立行政法人 5. 特殊法人・認可法人 6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 7. 法人税法別表第1に掲げる公共法人 8. 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ※ 対象はリンク先の「イノベーション促進支援措置一覧」を御確認ください。 9. 一定の条件を満たす企業等（PDF：42KB）	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出書類	【共通】 1. 在留資格変更許可申請書 1通 以下からダウンロード可能です。 在留資格変更許可申請書（PDF） （記載例は こちら ） 在留資格変更許可申請書（Excel） 2. 写真 1葉（ 指定の規格を満たした写真 ）を用意し、申請書に添付して提出） ※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものを提出いただいても差し支えありませんが、指定の規格を満たさない不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。 ※ 在留カードの交付の日において年齢が1歳に満たない方は、写真の提出は不要です（令和8年6月13日以前は写真の提出が必要なのは1歳未満の方でしたが、令和8年6月14日以降に交付される在留カードからは1歳以上の方について写真の提出が必要となりました。）。また、中長期在留者とならない在留資格への変更を希望される場合も写真の提出は必要ありません。 3. パスポート及び在留カード 提示 4. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜（提出可能な書類がない場合は、カテゴリー4に該当することとなります。） カテゴリー1 - 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） - 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） - 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） - 上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し） カテゴリー2 - 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し） カテゴリー3			

日本語



- 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）

カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。	5. 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し 1通 (2) 外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書（派遣状、異動通知書等） 1通 (3) 日本において管理者として雇用される場合 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（雇用契約書等） 1通 6. 経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し 1通 7. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） 1通 ※ 本邦において法人を設立する場合と、外国法人の支店を本邦に設置する場合との別を問わない。 (2) 勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書 1通 (3) その他の勤務先等の作成した上記(2)に準ずる文書 1通 8. 直近の年度の決算文書の写し 1通 9. （申請人が事業の管理に従事する場合） 所属機関の代表者に関する申告書（参考様式） 1通 10. 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する資料 (1) 申請に当たっての説明書（参考様式）（PDF）_（Word） 1通 (2) 許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し 11. 事務所用施設の存在を明らかにする資料 (1) 不動産登記簿謄本 1通 (2) 賃貸借契約書 1通 (3) その他の資料 1通 12. 事業規模を明らかにする資料 (1) 常勤の職員が一人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 (2) 貸借対照表 1通 (3) 登記事項証明書 1通 ※ 7(1)で提出していれば提出不要 (3) その他事業の規模を明らかにする資料 1通 13. 日本語能力を明らかにする資料 (1) 申請に当たっての説明書（参考様式）（PDF） 1通
----------------------------------	---

- (2) 日本語能力を有する者（申請人を除く。）の住民票 1通
(3) 経営者又は常勤の職員が日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料
ア試験により証明する場合には試験の合格証、成績証明書 1通
イその他の方法により証明する場合には日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料（卒業証明書等） 1通
(4) 日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）である場合は、当該職員に係る賃金支払に関する文書 1通
14. 経歴を明らかにする次のいずれかの資料
(1) 学歴による証明の場合
経営管理に関する分野又は申請に係る関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書（学位証明書） 1通
(2) 職歴による証明の場合
ア関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 1通
イ関連する職務に従事した期間を証する文書（在職証明書等） 1通

カテゴリー3については、その他の資料は原則不要。	15. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料 (1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通 (2) 上記(1)を除く機関の場合 a. 給与支払事務所等の開設届出書の写し 1通 b. 次のいずれかの資料 (ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） (イ)
--------------------------	--

			合は、その承認を受けていることを明らかにする資料 1通
--	--	--	-----------------------------

申請人本人以外の方が申請書類を提出する場合（[申請書類を提出できる方については、こちらのページを確認してください。](#)）は、その方が申請書類を提出できるかどうかを確認するため、提出する方の身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）の提示が必要です。



既にこの在留資格を持って日本に滞在されている方が、この在留資格の活動を継続して行う場合の申請です。提出書類は、カテゴリにより異なります。カテゴリに応じた資料を提出してください。
[提出書類チェックシート](#)

区分 (所属機関)	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
	次のいずれかに該当する機関 1. 日本の証券取引所に上場している企業 2. 保険業を営む相互会社 3. 日本又は外国の国・地方公共団体 4. 独立行政法人 5. 特殊法人・認可法人 6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 7. 法人税法別表第1に掲げる公共法人 8. 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ※対象はリンク先の「イノベーション促進支援措置一覧」を御確認ください。 9. 一定の条件を満たす企業等（PDF：42KB）	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1，000万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出書類	【共通】 1. 在留期間更新許可申請書 1通 以下からダウンロード可能です。 在留期間更新許可申請書（PDF） （記載例は こちら ） 在留期間更新許可申請書（Excel） 2. 写真 1葉（ 指定の規格を満たした写真 を用意し、申請書に添付して提出） ※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものを提出いたいても差し支えありませんが、指定の規格を満たさず、写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。			

※ 在留カードの交付の日において年齢が1歳に満たない方は、写真の提出は不要です（令和8年6月13日以前は写真の提出が不要なのは16歳未満の方でしたが、令和8年6月14日以降に交付される在留カードからは1歳以上の方について写真の提出が必要となりました。）。また、中長期在留者でない方が更新を申請される場合及び3月以下の在留期間の更新を希望される場合も写真は必要ありません。	
3. パスポート及び在留カード 提示	
4. 上記カテゴリのいずれかに該当することを証明する文書 適宜（提出可能な書類がない場合は、カテゴリー4に該当することとなります。）	
カテゴリー1 - 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し） - 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し） - 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し） - 上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）	
カテゴリー2 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表（写し）	
カテゴリー3 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表（写し）	
カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。	5. 直近の年度の決算文書の写し 1通 6. 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し 1通 7. （申請人が事業の管理に従事する場合） 所属機関の代表者に関する申告書 （参考様式） 1通 8. 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する資料 (1)申請に当たっての説明書（参考様式） （PDF） 、 （Word） 1通 (2)許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し 9. 常勤の職員が一人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料 10. 日本語能力を明らかにする資料 (1)申請に当たっての説明書（参考様式） （PDF） 、 （Word） 1通 (2)日本語能力を有する者（申請人を除く。）の住民票 1通 (3)経営者又は常勤の職員が日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料 ア 試験により証明する場合には試験の合格証、成績証明書 1通 イ その他の方法により証明する場合には日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料（卒業証明書等） 1通 (4)日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）である場合は、当該職員に係る賃金支払に関する文書 1通 11. 直近の在留期間における事業の経営又は管理に内容を具体的に説明する文書[任意の様式]（ 日本語 ） 申請時から変更がある場合はその理由の説明 （日本語）

12. 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの） 各1通
- ※ 1月1日現在お住まいの市区町村の区役所・市役所・役場から発行されます。
- ※ 1年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
- ※ 入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。
13. 所属機関における公租公課の履行状況を明らかにする次の資料
- (1)申請に当たっての説明書（参考様式）[\(PDF\)](#)、[\(Word\)](#) 1通
- (2)公租公課の履行を証する次のいずれかのうち該当する全ての資料
- ア 所属機関が法人である場合
- (ア)労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 各1通
- (イ)社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 各1通
- (ウ)源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書 1通
- (エ)法人住民税（都道府県民税及び市区町村民税）及び法人事業税に関する納税証明書 1通
- イ 所属機関が個人である場合
- (ア)労働保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 各1通
- (イ)社会保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 各1通
- (ウ)国民健康保険への加入状況及び当該料金の納付状況を証する文書 各1通
- (エ)源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税に関する納税証明書 1通
- (オ)個人住民税（都道府県民税及び市区町村民税）及び個人事業税に関する納税証明書 1通
- ※ 社会保険への加入義務のない個人事業主の場合、社会保険の強制適用事業所に該当しないことを説明する資料を提出してください。

カテゴリー3については、右記は不要。

14. 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通

申請人本人以外の方が申請書類を提出する場合（[申請書類を提出できる方については、こちらのページを確認してください。](#)）は、その方が申請書類を提出できるかどうかを確認するため、提出する方の身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）の提示が必要です。

既に日本に滞在されている方が、この在留資格の取得を希望する場合の申請です。
提出書類は、カテゴリーにより異なります。カテゴリーに応じた資料を提出してください。

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
区分 (所属機関)	次のいずれかに該当する機関 1. 日本の証券取引所に上場している企業 2. 保険業を営む相互会社 3. 日本又は外国の国・地方公共団体 4. 独立行政法人 5. 特殊法人・認可法人 6. 日本の国・地方公共団体認可の公益法人 7. 法人税法別表第1に掲げる公共法人 8. 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション・イノベーション促進支援措置一覧） を御確認ください。 9. 一定の条件を満たす企業等（PDF：42KB）	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1, 0 0 0万円以上ある団体・個人	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	左のいずれにも該当しない団体・個人
提出書類	【共通】 1. 在留資格取得許可申請書 1通 以下からダウンロード可能です。 在留資格取得許可申請書（PDF:102KB） 在留資格取得許可申請書（Excel:33KB） 2. 写真 1葉（ 指定の規格を満たした写真 を用意し、申請書に添付して提出） ※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものを提出いただいても差し支えありませんが、指定の規格を満たさない不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の張り直しをお願いすることとなります。 ※ 在留カードの交付の日において年齢が1歳に満たない方は、写真の提出は不要です（令和8年6月13日以前は写真の提出が必要となりました。）。また、中長期在留者とならない在留資格の取得を希望される場合も写真の提出は必要ありません。 3. 以下の区分により、それぞれ定める書類 1通 （1）日本の国籍を離脱した者：国籍を証する書類 （2）（1）以外の者で在留資格の取得を必要とするもの：その事由を証する書類 （資料の提出にあたっては法務省令で定める資料以外にも提出を求める場合があるとともに、法務省令で定め			

略する場合もありますので、詳しくは、[地方出入国在留管理官署](#)又は[外国人在留総合インフォメーションセンター](#)にお問い合わせください。）

4. パスポート 提示

5. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書 適宜（提出可能な書類がない場合は、カテゴリー4に該当することとなります。）

カテゴリー1

- 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）
- 主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し）
- 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）
- 上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）

カテゴリー2

- 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）

カテゴリー3

- 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）

カテゴリー1及びカテゴリー2については、その他の資料は原則不要。

6. 申請人の活動の内容等を明らかにする次のいずれかの資料
- (1)日本法人である会社の役員に就任する場合
- 役員報酬を定める定款の写し又は役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し 1通
- (2)外国法人内の日本支店に転勤する場合及び会社以外の団体の役員に就任する場合
- 地位（担当業務）、期間及び支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書（派遣状、異動通知書等） 1通
- (3)日本において管理者として雇用される場合
- 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（雇用契約書等） 1通
7. 経営・管理に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し 1通
8. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
- (1)当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） 1通
- ※ 本邦において法人を設立する場合と、外国法人の支店を本邦に設置する場合との別を問わない。
- (2)勤務先等の沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む。）等が詳細に記載された案内書 1通
- (3)その他の勤務先等の作成した上記(2)に準ずる文書 1通
9. 直近の年度の決算文書の写し 1通
10. （申請人が事業の管理に従事する場合）
- 所属機関の代表者に関する申告書（[参考様式](#)） 1通
11. 事業を営むために必要な許認可の取得等をしていることを証する資料
- (1)申請に当たっての説明書（参考様式） [\(PDF\)](#) [\(Word\)](#) 1通

- (2)許認可の取得等をしていることを証する許可書等の写し
12. 事務所用施設の使用を明らかにする資料
- (1)不動産登記簿謄本 1通
- (2)賃貸借契約書 1通
- (3)その他の資料 1通
13. 事業規模を明らかにする資料
- (1)常勤の職員が一人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票その他の資料
- (2)貸借対照表 1通
- (3)登記事項証明書 1通
- ※ 7(1)で提出していれば提出不要
- (3)その他事業の規模を明らかにする資料 1通
14. 日本語能力を明らかにする資料
- (1)申請に当たっての説明書（参考様式） [\(PDF\)](#) [\(Word\)](#) 1通
- (2)日本語能力を有する者（申請人を除く。）の住民票 1通
- (3)経営者又は常勤の職員が日本語能力を有することを証する次のいずれかの資料
- ア試験により証明する場合には試験の合格証、成績証明書 1通
- イその他の方法により証明する場合には日本語能力を有する者の身分及び経歴を証する資料（卒業証明書等） 1通
- (4)日本語能力を有する者が常勤の職員（申請人を除く。）である場合は、当該職員に係る賃金支払に関する文書 1通
15. 経歴を明らかにする次のいずれかの資料
- (1)学歴による証明の場合
- 経営管理に関する分野又は申請に係る事業に関連する分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有していることを証する文書（学位証明書） 1通
- (2)職歴による証明の場合
- ア関連する職務に従事した機関並びに活動の内容及び期間を明示した履歴書 1通
- イ関連する職務に従事した期間を証する文書（在職証明書等） 1通

カテゴリー3については、その他の資料は原則不要。

16. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料
- (1)源泉徴収の免除を受ける機関の場合
- 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収に関する資料

			(2)上記(1)を除く機関 の場合 a. 給与支払事務所 等の開設届出書 の写し 1通 b. 次のいずれかの 資料 (ア) 直近3か月 分の給与所得・ 退職所得等の所 得税徴収高計算 書（領収日付印 のあるものの写 し） 1通 (イ) 納期の特例 を受けている場 合は、その承認 を受けているこ とを明らかにす る資料 1通
--	--	--	---

申請人本人以外の方が申請書類を提出する場合（[申請書類を提出できる方については、こちらのページを確認してください。](#)）は、その方が申請書類を提出できるかどうかを確認するため、提出する方の身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）の提示が必要です。



- [【入国後住居地を定めたとき】新規上陸後の住居地の届出](#)
- [【住居地に変更があったとき（引っ越したとき）】住居地変更の届出](#)
- [【在留カードの住居地以外の項目に変更があったとき】住居地以外の在留カード記載事項の変更届出](#)
- [【所属機関に変更があったとき】所属機関に関する届出](#)



- [就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q＆A）](#)
- [カテゴリー1又は2の企業において就労する者及びその家族（配偶者又は子）に係る在留資格認定証明書交付申請手続の取扱いについて](#)
- [外国人経営者の在留資格基準の明確化](#)
- [本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置について](#)



外国人在留支援センター
F R E S C

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

外国人在留支援センター（F R E S C）
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階
TEL0570-011000（代表）